

2022年  
競技関連規程集



公益社団法人  
日本ダンススポーツ連盟  
(JDSF)  
競技部



# 【 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟 競技関連規程 】

## 目 次

1	公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（JDSF 競技規則）	1
2	全日本ダンススポーツ統一級 公認級別競技 実施規程	8
3	全日本ダンススポーツ統一級 公認級別競技 昇降級規程	10
4	競技規則 細則	13
5	競技会全般に関する規程	
1)	競技会に関する内規	14
2)	昇降級基準に関する内規	15
3)	競技会主催者へのガイドライン	16
4)	登録選手 罰則規程	17
5)	競技会出場選手 服装規程	18
	ユース、アダルト、シニア 服装区分表	19
	ユース、アダルト、シニア 正装区分細則	20
	ジュブナイル、ジュニア競技のフィガー及び服装判定に関する規程	22
	ジュブナイル、ジュニア 服装区分表	23
	ジュブナイル、ジュニア 服装区分細則	25
6)	公認競技会開催 特例申請規程	28
7)	競技方式に関する実施要領	29
8)	ドーピング防止規則	30
9)	ドーピング防止規則実施要領	32
	ドーピング違反にならないための手引き I・II・III	33
6	公認競技会実施規程	
1)	ダンススポーツグランプリ大会規程	38
2)	ブロック選手権大会実施規程	41
3)	都道府県対抗全国ダンススポーツ大会規程	42
4)	都道府県対抗全国ダンススポーツ大会団体戦規程	44
7	ランキング規程	
1)	ブロックランキング規程	46
2)	都道府県ランキング規程	47
3)	都道府県シニア I・II・III・IV ランキング規程	48
8	審判員規程	
1)	公認審判員規程	49
2)	公認審判員昇級に関する内規	52
3)	WDSF 公認審判員候補の推薦実施要領	53
4)	審判員派遣に関する実施要領	54

<b>9</b>	<b>チェアパーソン（競技長）規程</b>	
1)	チェアパーソン（競技長）規程	5 5
2)	チェアパーソン（競技長）認定要領	5 7
<b>10</b>	<b>スクルティニア（採点管理者）規程</b>	
1)	スクルティニア（採点管理者）規程	5 8
2)	スクルティニア（採点管理者）認定要領	6 0
<b>11</b>	<b>登録管理規程</b>	6 1
<b>12</b>	<b>その他</b>	
1)	国際派遣選手 選考規程	6 3
2)	海外派遣選手 援助規程	6 5
3)	強化選手規程	6 6
4)	ジュニア国際派遣選手 強化選手選考基準細則	6 8
5)	ユース国際派遣選手 強化選手選考基準細則	6 9
6)	普及競技に関する内規	7 0
7)	申請料に関する規程	7 1

**(附)**

・	2022年 競技関連規程集の主な改訂ポイントと解説	7 2
・	シラバス作成基準	7 3
・	2022年 出場可能年齢早見表	7 4

## 【公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 競技規則(JDSF 競技規則)】

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本規則は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則(以下「JDSF 競技規則」という)と称する。

(目的)

第2条 本規則は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟(以下「JDSF」という)、JDSF加盟団体及び加盟傘下団体が主催する各種のダンススポーツ競技会及び選手権(以下「競技会」という)の具体的な実施方法等を定めることを目的とする。

### 第2章 公認競技及び承認競技

(公認競技)

第3条 JDSFが公認する競技(以下「公認競技」という)は、次のとおりとする。

- 1 公認級別競技(級は全国統一とし「全日本ダンススポーツ統一級」と称し、JDSFの公認を要する)
  - 1) 一般級別競技  
A級～D級、1級～3級、ノービス (男女共原則年齢制限なし)
  - 2) シニア系競技  
シニアⅠ A～D級 (競技年度内に35歳以上と30歳以上の誕生日を迎える者)  
シニアⅡ A～D級 (競技年度内に45歳以上と40歳以上の誕生日を迎える者)  
シニアⅢ A～D級 (競技年度内に55歳以上と50歳以上の誕生日を迎える者)  
シニアⅣ A～D級 (競技年度内に65歳以上と60歳以上の誕生日を迎える者)
- 2 公認ランキング競技
  - 1) JDSFダンススポーツランキング
  - 2) JDSFブロックランキング
  - 3) JDSF都道府県ランキング
- 3 公認選手権競技
  - 1) シニアⅠ選手権、シニアⅡ選手権、シニアⅢ選手権、シニアⅣ選手権
  - 2) シニアⅤ選手権 (競技年度内に75歳以上と70歳以上の誕生日を迎える者)
  - 3) ユース選手権 (競技年度内に16歳～18歳の誕生日を迎える者。男女の片方が15歳以下可)
  - 4) ジュニアⅡ選手権 (競技年度内に14歳～15歳の誕生日を迎える者。男女の片方が13歳以下可)
  - 5) ジュニアⅠ選手権 (競技年度内に12歳～13歳の誕生日を迎える者。男女の片方が11歳以下可)
  - 6) ジュブナイル選手権 (競技年度内に、11歳以下)
  - 7) 10ダンス選手権
  - 8) フォーメーション選手権
- 4 その他
  - 1) 都道府県別対抗団体戦
  - 2) JDSFの公認した競技

(公認競技種目)

第4条 JDSFが公認する競技の種目と競技順序は、次のとおりとする。

- 1 スタンダード競技にあつては  
ワルツ、タンゴ、ヴィエニーズワルツ、スローフォックストロット、及びクイックステップとする。
- 2 ラテン競技にあつては  
サンバ、チャチャチャ、ルンバ、パソドブレ、及びジャイヴとする。

(承認競技)

第5条 JDSFが承認する競技(以下「承認競技」という)は、次のとおりとする。

- 1 主催団体が公認競技の相当戦を行う場合
- 2 昇降級に係わらない選手権(年代別、地域別を含む)を行う場合
- 3 団体戦を行う場合(但し普及・振興を目的とした団体戦は除く)
- 4 全学生競技ダンス連盟が主催する競技会の場合日本
- 5 その他、JDSFが認めた競技
- 6 承認競技は、原則として各競技規程に準拠する。

(オープン競技及びクローズド競技)

第6条 競技は、オープン競技とクローズド競技とに区分し、次のとおりとする。

- 1 オープン競技とは、いかなる地域の選手の出場も認めるものをいう。ただし、地域予選を通過することを求めることがある。
- 2 公認競技は、オープン競技とすることを原則とする。
- 3 クローズド競技とは、指定した地域外からの選手の出場を認めないものをいう。
- 4 競技をオープン競技とするか、クローズド競技とするかは、主催者が決定する。  
ただし、あらかじめJDSFの承認を得なければならない。

(公認競技会の種類)

第7条 JDSF公認競技を行う競技会を公認競技会といい、公認競技会の種類は以下のとおりとする。

- 1 JDSF級別競技を行う競技会
- 2 公認ランキング競技を行うクラスオープンの競技会  
ダンススポーツランキング順位のポイント対象となり、次のとおりとする。
  - 1) JDSFダンススポーツランキング競技会は、グランプリ大会とし、別に定める「ダンススポーツグランプリ大会規程」によるものとする。
  - 2) JDSFブロックランキング競技会は、主としてブロック選手権大会とし、別に定める「ブロック選手権大会実施規程」及び「ブロックランキング規程」によるものとする。
  - 3) JDSF都道府県ランキング競技会は、主として都道府県選手権大会とし、別に定める「都道府県ランキング規程類」及び各都道府県組織で定めた規程に基づき行う競技会とする。
- 3 第3条第3・4項に規定する競技を行う競技会は、別に定める規程によるものとする。
- 4 公認競技会の中に、承認競技会も含まれる。

(スタンダード、ラテンの部門区分)

第8条 公認競技会は、スタンダード部門とラテン部門、および10ダンスとに区分する。

(競技会開催)

第9条 JDSF、JDSF加盟団体及び加盟傘下団体が競技会を開催する場合は、JDSFの公認又は承認の認可を得なければならない。ただし、普及型競技及び全日本学生競技ダンス連盟が主催する競技会についてはこの限りではない。

(公認及び承認の申請)

第10条 主催団体は、加盟団体の承認を得て、競技会開催月の4ヶ月前の月の20日から3ヶ月前までの間に、所定の様式に必要な事項を記入した申請書を、JDSFに提出し、公認又は承認の認可を得なければならない。(JDSF主催の場合は実行委員長が行う)

(公認申請料及び承認申請料)

第11条 主催団体は、開催にあたり別に定める公認申請料又は承認申請料をJDSFに納めなければならない。

(チェアパーソン、スクルティニア(採点管理者)の資格)

第12条 JDSFが公認又は承認した競技会におけるチェアパーソン、スクルティニア(採点管理者)は、それぞれの資格を有する者でなければならない。

(結果報告に関わる業務)

第13条 採点管理及び結果報告に関わる業務はスクルティニア（採点管理者）によらなければならない。

(出場の区分)

第14条 公認競技会の出場区分については、次のとおりとする

1 公認級別競技

- 1) 選手登録者は、持ち級競技区分と上位級競技区分に出場できるが、下位級競技区分に出場できない。
- 2) 出場カップルは、男性役登録者と女性役登録者との組み合わせとする。
- 3) 同一競技会の同一部門に、異なる組相手と複数の競技区分に出場することはできない。  
ただし、エントリー申込時にチェアパーソンが認めた場合はその限りでない。

2 公認級別競技以外の出場区分に於いて、特に制限を設けない。

(公認級別競技の成立条件)

第15条 公認級別競技の成立には、以下の条件を要する。

- 1 エントリー組数は、最低3組を要する。但し、決勝戦で欠場、棄権により2組以下の場合是不成立。
- 2 A級～D級戦の場合、該当級のエントリーが、最低2組を要する。
- 3 1級～3級戦と、シニアI～IVのA～D級戦は、該当級のエントリー組数は問わない。
- 4 D級戦以上で、事前の特例申請をJDSFが承認した場合、該当級のエントリー組数を問わない。

(曲の演奏時間とテンポ)

第16条 曲の演奏時間とテンポは、次のとおりとする。

- 1 公認競技会の決勝では、曲の演奏時間を1分30秒以上とする。  
予選及び準決勝では、1分15秒以上とするが、1ヒート10組以下で、アップ数が5組以下の場合、60秒以上でも可とする。 ヴィエニーズワルツとパソドブレ、ジャイヴは、1分以上とする。
- 2 各種目のテンポは、ワルツ(28～30)、タンゴ(31～33)、ヴィエニーズワルツ(58～60)、スローフォックストロット(28～30)、クイックステップ(50～52)、サンバ(50～52)、チャチャチャ(30～32)、ルンバ(25～27)、パソドブレ(60～62)、ジャイヴ(42～44)を参考とする。

(競技の採点方法)

第17条 競技の採点方法は、次のとおりとする。

- 1 競技の採点は、スケーティングシステムを採用し、準決勝まではチェック法、同点決定及び決勝では順位法を用いる。ただし、新審判基準で実施する競技の順位決定は、新審判方式実施規程に従う。
- 2 予選及び準決勝においては、出場組数の少なくとも半数以上が、次のラウンドに進まなければならない。ただし、同点により各予選の出場組数が予定を上回った場合、その限りではない。
- 3 1次予選で欠場により出場組数がUP数以下の場合、出場組数をエントリー組数としてUP数を定める。
- 4 予選で選ぶべき選手数及びヒート数は、チェアパーソンがこれを決定する。
- 5 決勝の選出組数は6組、準決勝は12組を原則とする。同点の場合は競技規則細則第1条により決定する。但し、出場組数が6組に達しない場合を除き、決勝の組数は6組を下回ることはいない。  
(詳細は第35条及び競技規則細則による。)
- 6 降級対象の競技区分においては、1次予選通過選手はエントリー組数の50%～75%とする。  
ただし、エントリー47組数以下の場合次のとおりとする。
  - 1) 32組～47組 の場合は、1次予選通過選手数を 24組 とする。
  - 2) 25組～31組 の場合は、1次予選通過選手数を 18組 とする。
  - 3) 16組～24組 の場合は、1次予選通過選手数を 12組 とする。
  - 4) 13組～15組 の場合は、1次予選通過選手数を 10組 とする。
  - 5) 7組～12組 の場合は、準決勝からの開始とする。
  - 6) 6組以下(競技成立を条件とする)の場合は、決勝からの開始とする。  
フリーパスの準決勝を行うことも出来る。

※ 5)、6) の場合は、出場者は降級規程に定める1次予選を通過したものとみなす。

- 7 WDSF(世界ダンススポーツ連盟)公式競技会においてはWDSFルールにより行う。

(フロアの面積)

第18条 公認競技会におけるフロアの面積は、原則として1組25平方メートル以上とする。

(昇級及び降級)

第19条 公認級別競技の昇級及び降級については、別に定める「全日本ダンススポーツ統一級公認級別競技昇降級規程」によるものとする。

なお、級は昇降級規程に従い、出場カップルの各個人に与えられる。

(公認競技会開催数の制限)

第20条 公認競技会の開催数は、別に定める細則によるものとする。

### 第3章 主催団体の義務

(公認競技会及び承認競技会の明示)

第21条 主催団体は、JDSFの公認又は承認した競技会であることを発表し、主要な印刷物等には「JDSF公認」又は「JDSF承認」の文字と「認可番号」を明記しなければならない。

(出場申込の受付)

第22条 主催団体は、本規則第7章(選手)に定めた事項に合致したJDSF登録選手からの出場申込は、受け付けなければならない。

(賞状の交付)

第23条 主催団体は、決勝出場選手に、主催者名のある賞状または順位の証明書を交付しなければならない。

(採点表の発表)

第24条 主催団体は、競技終了後に出場選手全員の採点表を発表しなければならない。

(JDSFへの報告)

第25条 主催団体は、競技会終了後1週間以内に、入賞選手名、出場組数及び審判員名等の主要事項を所定の様式でJDSFに報告しなければならない。

### 第4章 審判員

(審判員の資格)

第26条 JDSFが公認又は承認した競技会の審判員は、別に定める「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟審判員規程」により認定を受けた公認審判員(JDSFPD公認審判員含む)でなければならない。

(公認審判員の登録)

第27条 JDSF公認審判員は、別に定める審判員登録料を納め、公認審判員登録をしなければならない。

(審判員の数)

第28条 公認級別競技会の審判員の数は、原則として次のとおりとする。

- 1 一般級別戦のA級は7名以上、B～D級及びノービスは5名以上、1～3級戦は3名以上とする。
- 2 シニア系(I～IV)のA～D級は5名以上とする。
- 3 公認級別競技以外の競技会に於いては、審判員の数は特に問わない。ただし、国際派遣大会を除く。

(審判団)

第29条 審判団について次のとおりとしなければならない。

- 1 審判団を複数に分ける場合は、それぞれに審判員長を置かなければならない。
- 2 すべての審判団の統率責任者として1名の審判員長を置かなければならない。  
ただし、それぞれの審判員長のうち1名が兼任することができるものとする。



(予選及び準決勝でのチェック数)

第30条 審判員は予選及び準決勝においては、別途定めるJDSF全国統一級審判基準に従い、指示された組数を正確に選び、それよりも多くも、また少なくとも選んではならない。

(決勝戦での順位の記入)

第31条 審判員は、決勝戦は順位法とし、JDSF全国統一級審判基準に従い、2組またはそれ以上の組に、同順位を与えてはならない。

## 第5章 チェアパーソン (競技長)

(チェアパーソンの資格)

第32条 JDSFが公認又は承認した競技会のチェアパーソンは、別に定める「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟チェアパーソン (競技長) 規程」により認定を受けた者でなければならない。

(競技開始の指示)

第33条 全ての競技開始は、審判員長の同意を得てチェアパーソンがこれを行う。また、チェアパーソンは、審判員長の同意を得て、競技を中止することができる。

(次のラウンドに進める組数の決定)

第34条 チェアパーソンは、第17条 (競技の採点方法) に基づいて各ラウンドの終了毎に次のラウンドに進める組数を決定し、審判員に告げなければならない。

(同点が出た場合の決定戦)

第35条 準決勝及び決勝戦において、同点が出たときに決定戦を行う場合は、次のとおりとする。

- 1 スタンダード、ラテン 両部門とも、全種目、全審判員によることを原則とする。  
ただし、チェアパーソンと審判員長が協議し、第1番目の種目のみで行うことができるものとする。
- 2 曲の演奏時間は、1分以内とすることができる。
- 3 採点は、順位法によるものとする。

## 第6章 スクルティニア (採点管理者)

(スクルティニア (採点管理者) の業務)

第36条 JDSFが公認又は承認した競技会の採点管理及び競技会結果報告に関わる業務の遂行は、別に定める「公益社団法人日本ダンススポーツ連盟スクルティニア (採点管理者) 規程」により認定を受けた者でなければならない。

(予選及び準決勝の対応)

第37条 スクルティニア (採点管理者) は、予選及び準決勝において、次のラウンドに進めるべき組数が指定された組数に一致しない場合には、直ちにチェアパーソンにこれを連絡しなければならない。

(決勝戦の対応)

第38条 決勝戦の採点集計の結果、同順位が出た場合には、直ちにチェアパーソンに連絡しなければならない。

## 第7章 選手

(公認競技会の出場と選手登録)

第39条 公認競技会の出場は次のとおりとする。

- 1 公認競技の3級戦、ノービス戦、及び承認競技は、選手登録が未登録でも出場することができる。
- 2 上記該当者以外の公認競技会にエントリーする選手は、選手登録が必要とされる
- 3 選手登録後、昇降級規程による成績を得た場合、翌競技年度に級が付与される (3級、ノービスを除く)

(選手登録と更新)

第40条 選手登録と登録更新については、次のとおりとする。

- 1 公認競技会に出場する選手の選手登録は、毎年更新することが必要とされる。
- 2 選手登録は出場する競技会の10日前までに登録料振込みとシステム入力完了していなければならない。
- 3 公認競技会のA～D級競技に出場する選手は、原則としてカップル登録しなければならない。  
ただし、公認・承認競技会の出場は、カップル登録以外の組相手とも出場することができる。
- 4 カップルの登録は男性役登録者と女性役登録者とする。それぞれの性別は問わない。
- 5 登録年度の途中で、男性役、女性役の性別変更の入れ替えは出来ない。登録更新時と新規登録のみ。
- 6 海外からの出場は、WDSFにおいて承認されている選手であれば、選手登録は問わない。

(選手登録料)

第41条 登録選手は、別に定める選手登録料を納めなければならない。

(選手の移籍)

第42条 選手の移籍等については、次のとおりとする。

- 1 所属登録している団体から、他の団体に移籍する場合は、移籍先団体の同意を必要とする。  
(詳細は会員の移籍に関する規程を参照)
- 2 公認競技会の出場には、新たな所属団体の選手登録手続きと登録料振込みが完了していなければならない。

(出場の義務)

第43条 登録選手は、自己級以上の競技会に、競技年度内に1回以上出場しなければならない。

(ゼッケン)

第44条 ゼッケンは、いかなる折り込みも禁止とし、受け取った形状、大きさを変えてはならない。

(シード)

第45条 いかなる選手も、特別にシードを認められた競技会以外は、最初の予選から出場しなければならない。

(出場の申込)

第46条 公認競技の出場申込は、原則としてJDSF標準様式とする。

(罰則及びドーピングの禁止)

第47条 罰則及びドーピングの禁止は、次のとおりとする。

- 1 罰則等の選手にかかる細目については、別に定める。(登録選手罰則規程 参照)
- 2 リフトの禁止
  - 1) リフトは、危険行為とみなし、すべての競技区分で認められない。
  - 2) リフトとは、組相手の補助によって両足が床から離れることを指す。
  - 3) チェアパーソンは、リフトをおこなったカップルを失格とすることができる。
- 3 ドーピングの禁止
  - 1) JDSFは、選手の健康を保持するとともに競技の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止し、ドーピングテストを実施する。
  - 2) 競技会主催者は、JDSFが実施するドーピング・コントロールの進行に協力しなければならない。
  - 3) 選手は、JDSFからドーピングテストの対象者として指名された場合、拒否することはできない。
  - 4) ドーピングの定義、ドーピングテストの手続き、違反者に対する罰則その他ドーピングに関する事項は、「ドーピング防止規則」の定めるところによる。
  - 5) 「ドーピング防止規則」に違反した選手に対して、同規定の定めにより、制裁を科することができる。

## 第8章 その他の規定

(海外審判員及びデモンストレーター等)

第48条 JDSFの承認を得ないで、海外から審判員、選手、デモンストレーター及びコーチャーを招聘してはならない。

(不服の申立て)

第49条 不服の申立ては、次のとおりとする。

- 1 本規則に基づくJDSFの決定に不服のあるJDSF会員は、所属団体名、住所、氏名、電話番号等を明記の上、JDSFにこれを申し出ることができる。
- 2 JDSFの決定に対する不服申立ては日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。
- 3 登録選手及び登録競技支援者がスポーツ仲裁機構に申立てを希望する者がある場合には、JDSFにて、スポーツ仲裁機構による仲裁にその解決を委ねるかどうか決定する。

(規定外の処理)

第50条 本規則に定めのない事項については、JDSFが別に定めるものとする。

(以前から施行されている規則等の効力)

第51条 以前から施行されている規則等のうち、本規則と相容れざるものは、その効力を失うものとする。

## 第9章 附則

(施行月日)

第52条 本規則は、2022年1月1日から施行する。

### ※ 本規則で使われる文言の解釈と重要表現

- 1 「原則として」 規則としては守らなければならないが、諸般の事情によっては、規則の根本がゆがめられない範囲で、多少の変更を認めることを意味する
- 2 「JDSF加盟団体」 都道府県組織団体(例〇〇県ダンススポーツ連盟)及び、全日本学生競技ダンス連盟を指す
- 3 「主催団体」 JDSF、JDSF加盟団体、JDSF加盟傘下団体を指す
- 4 「区分」 第3条で列記された細部の競技区分を指す
- 5 「登録年度」 4月から翌年3月を指す
- 6 「競技年度」 1月から12月を指す
- 7 「部門」 第8条のスタンダード、ラテン及び10ダンスを指す
- 8 「エントリー組数」 第15条、出場申込をした組数とする
- 9 「出場組数」 第15条、競技会当日の選手受付を終了し、カップルでフロアに立った組数とする
- 10 「WDSF」 世界ダンススポーツ連盟を指し、JDSFの上部団体。詳細はJDSFホームページ参照
- 11 「会費の種類と名称」 会費にはJDSF会員会費、選手登録料、指導員登録料、審判員登録料がある
- 12 「会員の移籍に関する規程」 第42条、(11と12はJDSFホームページ参照)
- 13 「男性役、女性役」 この表現は「JDSF競技関連の各規程」に適用し、ジェンダーフリーに対応する

## 【 全日本ダンススポーツ統一級 公認級別競技 実施規程 】

(目的)

第1条 本規程は、JDSF競技規則の規定に基づき、公認級別競技の運営内容等について定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規程は、JDSF競技規則第3条の公認競技に適用するものとする。

(競技種目、フィガー制限及び服装)

第3条 公認競技の競技種目、フィガー制限及び服装は、別表1-1から別表2-3による。各区分の服装についての詳細は、服装規程による。

(開催回数)

第4条 各構成団体は競技年度内に決められた回数の範囲内で公認競技会を開催しなければならない。公認競技会の開催回数は別に定める細則による。

(JDSFへの公認申請)

第5条 公認競技会を開催する場合は、所定の様式により公認申請をしなければならない。

### (別表1-1) A級～3級 競技種目、フィガー制限及び服装

区分表示の略称：J

区 分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー制限	服 装
A級戦	5種目とし 最終予選より5種目	5種目とし 最終予選より5種目	自 由	正 装
B級戦	4種目以上とし 最終予選より4種目以上	4種目以上とし 最終予選より4種目以上	自 由	正 装
C級戦	3種目以上とし 最終予選より3種目以上	3種目以上とし 最終予選より3種目以上	自 由	正 装
D級戦	2種目以上	2種目以上	自 由	正 装
1級戦	W/T、W/F、T/F のいずれかの2種目	S/C、S/R、C/R のいずれかの2種目	自 由	正 装
2級戦	W・Tの2種目	C・Rの2種目	自 由	正装又は平服 (主催者の決定)
3級戦	W・Tの2種目 又はどちらかの単科	C・Rの2種目 又はどちらかの単科	平易な自由フィガー 又は推奨フィガー	平 服 練習着でも可

注1： A～C級戦、最終予選未満のn次予選までは、1種目減で実施することができる。

2： 男性役、女性役の性別は問わない。但し服装規程は遵守のこと。

3： 3級戦の推奨フィガーはJDSFホームページで確認。練習着は服装規程を参照。

### (別表1-2) ノービス戦 競技種目、フィガー制限及び服装

区分表示の略称：N

区 分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー制限	服 装
ノービス戦	W/T、W/F、T/F のいずれかの2種目	S/C、S/R、C/R のいずれかの2種目	自 由	<u>正装又は平服</u> (主催者の決定)

注1： 未登録者はノービス戦と3級戦に出場できるが、昇級規程には従うものとする。

2： ノービス戦と1級戦を併催することはできない。

(別表2-1) シニアⅠ競技種目、フィガー制限及び服装

区分表示の略称：S

区 分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服 装
SⅠA級戦	W・T・F・Q とし 最終予選からVを入れる	S・C・R・P とし 最終予選からJを入れる	自 由	正 装
SⅠB級戦	W・T・F・Q の4種目	S・C・R・P の4種目	自 由	正 装
SⅠC級戦	W・T・F・Q の内、3種目	S・C・R・P の内、3種目	自 由	正 装
SⅠD級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自 由	正 装

注1：SⅠA級戦の最終予選未満のn次予選までは、1種目（V）（J）減で実施することができる。

(別表2-2) シニアⅡ競技種目、フィガー制限及び服装

区分表示の略称：M

区 分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服 装
SⅡA級戦	W・T・V・F・Q の内、3種目以上	S・C・R・P・J の内、3種目以上	自 由	正 装
SⅡB級戦	W・T・F・Q の内、3種目	S・C・R・P の内、3種目	自 由	正 装
SⅡC級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自 由	正 装
SⅡD級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自 由	正装, 又は平服 (主催者の決定)

(別表2-3) シニアⅢ、Ⅳ競技種目、フィガー制限及び服装

区分表示の略称：ⅢはG ⅣはR

区 分	スタンダード種目	ラテン種目	フィガー	服 装
SⅢ,Ⅳ A級戦	W・T・V・F・Q の内、2種目以上	S・C・R・P・J の内、2種目以上	自 由	正 装
SⅢ,Ⅳ B級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自 由	正 装
SⅢ,Ⅳ C級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自 由	正 装
SⅢ,Ⅳ D級戦	W・T・F・Q の内、2種目	S・C・R・P の内、2種目	自 由	正装, 又は平服 (主催者の決定)

上記以外の区分表示の略称 ・承認競技：X ・普及競技：F ・全国メイン競技会：I

## 【 全日本ダンススポーツ統一級 公認級別競技 昇降級規程 】

### (目的)

第1条 本規程はJDSFが公認する級別競技規則のA級～3級、ノービス戦、シニアI、II、III、IVA～D級における登録選手の昇級及び降級の基準を定めることを目的とする。

### (競技年度)

第2条 昇降級が該当する競技年度は、1月1日から12月31日とする。  
以下の各条文の年度、年間もこれに準ずる。ただし登録年度は4月1日から翌年3月31日とする。

### (昇級)

第3条 昇級については別表1-1、1-2による。  
成績とは競技会終了後のJDSFの公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。  
昇級基準はその年度における成績とし、翌年度には繰り越さない。

### (昇級条件)

第4条 競技成立を条件に、最低1組は昇級とする。昇級条件の最下位が同点の場合は同点の全組が対象となる。

### (未登録選手)

第5条 未登録選手が、3級戦で最終予選に残る成績を得た場合には、任意による選手登録ができる。  
但し、3級戦及びノービス戦で昇級資格を得たときは即日選手登録をしなければ、次の公認競技会に出場することは出来ない。

### (降級)

第6条 降級については別表2-1、2-2による。  
成績とは競技会終了後の公式な最終成績を指し、級は個人に付与される。  
降級基準はその年度における成績とし、翌年度には繰り越さない。

### (昇降級優先順位)

第7条 競技成績結果が昇級基準と降級基準の両方に関わった場合は昇降級の上位の級を優先する。

### (降級特別措置)

第8条 出産、怪我及び疾病(医師の診断書が必要)で1年以上の療養を要する場合、  
1年以上の海外出張(勤務先の証明書が必要)等で競技会に出場できない場合、  
登録更新時まで、所属団体を通じて競技本部に申請し、妥当と認められた場合、  
降級規程は適用されない。申請書と申請料は別途定める。  
降級特別措置は、申請日以前に1年以上カップル登録をしている場合、組相手にも適用される。

### (附)

- 1 最終予選の定義は、昇級基準に関する内規を参照。
- 2 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟技術認定規則の規定による認定区分が、グレード6  
又はグレード5を認定された者がJDSF選手登録をする場合には3級を付与する。
- 3 学連の全日本戦1次予選通過者が初期登録する場合は、C級と認定する。(遡及措置なし)
- 4 学連に2年在籍した選手が卒業年までに初期登録する場合は、D級と認定する(遡及措置なし)

## （ 公認級別競技 昇 級 基 準 ）

別表 1-1（一般級別競技）

昇 級	昇 級 基 準	昇級期日
出場者が3級へ	3級戦に出場し最終予選に残る成績を得たとき	即日認定
下位級から 2級へ	3級戦に出場し、エントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大12位まで	即日昇級
下位級から 1級へ	2級以下の登録選手が2級戦に出場し、エントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大12位まで	1月1日
下位級から D級へ	1級以下の登録選手が1級戦に出場し、エントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大6位まで	1月1日
ノービスから D級へ	ノービス戦においてエントリー組数の 20%以内の順位を得たとき（端数切り上げ）最大6位まで	即日昇級
下位級から C級へ	D級以下の登録選手がD級戦以上に出場し、エントリー組数の 10%以内（端数切り上げ最大6位まで）の成績を年度内2回獲得したとき	1月1日
下位級から B級へ	C級以下の登録選手がC級戦以上に出場し、エントリー組数の 10%以内（端数切り上げ最大6位まで）の成績を年度内2回獲得したとき	1月1日
下位級から A級へ	B級以下の登録選手がB級戦又はA級戦に出場し、エントリー組数の 10%以内（端数切り上げ最大6位まで）の成績を年度内2回獲得したとき	1月1日
A級から SpA級へ	年度の最初に定めたJDSF全国メイン競技会のうち、年度内に4回以上の 優勝または決勝で日本人トップの成績をおさめたカップル、あるいは同等以上 の成績を有し、ダンススポーツ界の発展に寄与したと認められた場合 （審査あり）	随 時

注1： ノービス戦には、未登録選手及び1級以下の選手が出場できる。

注2： A～C級への所定の昇級基準1回を獲得した時は「1/2昇級」と呼称する。

別表 1-2（シニア系競技）

昇 級	昇 級 基 準	昇級期日
有権者から シニア各D級へ	シニア各D級戦において最終予選に残る成績を得たとき	1月1日
下位級から シニア各C級へ	シニア各D級以下の選手がD級戦において、 20%以内（端数切り上げ）の成績を得たとき。最大12位まで	1月1日
下位級から シニア各B級へ	シニア各C級以下の選手がC級戦において、 15%以内（端数切り上げ）の成績を得たとき。最大6位まで	1月1日
下位級から シニア各A級へ	シニア各B級以下の選手がA級戦又はB級戦において、 10%以内（端数切り上げ）の成績を得たとき。最大6位まで	1月1日

注1： 有権者とは、選手登録が完了し、各年齢条件に該当したものをいう。

注2： 有権者が初めてシニア競技に出場する場合は、どの級からでも出場できる。  
ただし、持ち級が決定した場合は下位級戦に出場できない。

## （ 公認級別競技 降 級 基 準 ）

別表2-1（一般級別競技）

降 級	降 級 基 準	降級期日
SpA級	降級しないが、カップルを解消した場合は返上する	
A級から B級へ	次の①、②、③、④の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じてJDSF全国メイン競技会以外のA級競技における決勝（6位以内）入賞。注1、注3 ② 年間を通じてJDSF全国メイン競技会の準決勝入賞または、1次予選2回通過。注2、注3 ③ 年間を通じてエントリー組数30組以上のA級競技における準決勝5回入賞 ④ 年間を通じてA級競技に5回以上出場（但し1次予選を1回以上通過）し、シニアI、IIいずれかのA級に、昇級またはこれを維持	1月1日
B級から C級へ	次の①、②、③の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じてB級又は上位級における準決勝入賞（60組以上エントリーの場合、最終予選進出） ② 年間を通じてA級競技における1次予選2回通過 ③ 年間を通じてB級競技に5回以上出場し、シニアI、II、III、IVいずれかのA級に、昇級またはこれを維持	1月1日
C級から D級へ	次の①、②の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて、C級又は上位級において、最低2回1次予選を通過 ② 年間を通じて、C級競技に5回以上出場し、シニアI、II、III、IVいずれかのB級以上に、昇級またはこれを維持	1月1日
D級から 1級へ	次の①、②、③の何れにも該当しない場合 ① 年間を通じて、D級又は上位級において、最低2回1次予選を通過 ② 年間を通じて、D級競技に5回以上出場し、シニアI、II、III、IVいずれかのC級以上に、昇級またはこれを維持 ③ 年間を通じて、D級に10回以上出場し、1次予選の合計で20チェック以上を得た場合（フリーパスは除く）	1月1日
1級から 2級へ	1級又は上位級競技で、年間1回も1次予選を通過出来なかったとき	1月1日
2級以下の 降級	2級以下登録選手の降級はないものとする。	

注1： エントリー組数が15組未満の場合は上位40%端数切り捨て最低1組とする。

同点の場合は、同点の全組が対象となる。

注2： エントリー組数は問わないものとする。

注3： JDSF全国メイン競技会とは、JDSFが毎年度発表するJDSF公認全国メイン競技会とする。

別表2-2（シニア系競技）

降 級	降 級 基 準	降級期日
シニア各A級から シニア各B級へ	各A級戦で、年間通して1回も準決勝に入賞出来なかった場合（エントリー組数が30組未満場合は上位40%端数切り上げ、最低1組とする。同点の場合は同点の全組が対象となる。）	1月1日
シニア各B級から シニア各C級へ	各B級及び上位級戦で、年間1回も1次予選を通過出来なかった場合	1月1日
シニア各C級から シニア各D級へ	各C級及び上位級戦で、年間1回も1次予選を通過出来なかった場合	1月1日
シニア各D級	各D級の降級は無いものとする。	



## 【 競技規則 細則 】

本細則は、競技実施上においてJDSF競技規程に規定が無く、正当性及び公平性を欠く恐れのあることについて定めることを目的とする。

### (同点の処理)

第1条 全日本ダンススポーツ統一級公認級別競技昇降級規程 第4条における「同点全組が対象となる」の扱いについて、同点が出た場合、及び昇級資格者決定に関する処理は、原則以下の基準とする。

- 1 決勝戦への進出組数が、同点により7組以上になった場合
  - 1) 9組までは、そのまま決勝戦を行う。(同点決定戦は行わない)  
ただし、6組に限定する必要性が生じた場合に、正規の審判員とは別の補助公認審判員のチェック数を用いることは可とする。(当分の間、課題フィガーのあるソロ競技を実施時に限る。)
  - 2) 10組以上の場合は、同点決定戦を行う。
- 2 昇級資格を得る順位が、7位から12位までの場合はチェック数で決定とする。
- 3 準決勝への進出組数が、13組以上の場合は、全組で準決勝戦を行う。(同点決定戦は行わない)

### (判定の禁止)

第2条 次ラウンドの進出者を決める場合、前のラウンドの結果で判定することは行わない。

### (採点入力ミス)

第3条 スクルティニアは、採点入力のコミスを未然に防止するための対応として、入力者の他にチェック者を配置するなど二重チェックの体制で入力を行うようにする。

### (決勝戦の順位判定)

第4条 複数競技種目の決勝戦において、たとえ1競技種目でも1曲演奏中、すべてフロア外にいて演技をしなかった場合は、総合成績で最下位とする。又、全種目未出場の場合は、順位なしの棄権とみなす。

### (無断欠場者の成績処理)

第5条 競技会当日に棄権、欠場をする組は、競技開始前に、本人より文書等で正式にチェアパーソンに申し出ることとする。  
無断で欠場した組は、その時点で出場権利を放棄したものとし、ホームページ等の修正は行わない。

### (未登録選手や海外選手などの処理)

第6条 未登録選手等の処理は下記のとおりとする。

- 1) 競技規則第39条、第40条-2、第42条-2に抵触して出場した選手の出場記録、入賞資格は抹消される。ただし、3級戦とノービス戦は除く。
- 2) 競技規則第40条の5に則り、海外選手が昇降級に関わる成績を得た場合は、準決勝以上の成績結果からその選手を除き、順位を繰り上げて昇降級の処理を行う

### (審判員判定の没収の処置)

第7条 チェアパーソンは、ラウンド終了後に判明したチェックミスやシステムトラブル等による審判員判定を没収とする処置ができる。

## 【 競技会に関する内規 】

JDSF公認・承認競技会に関して、競技規則、関連規程のほかに、以下の内規を遵守しなければならない。

(競技会開催日に関する事項)

第1条 JDSF主催競技会開催日に、他のJDSF公認競技会を開催することを禁止する。

但し、JDSFは以下の大会を少なくとも1年前に、開催日・場所を公表しなければならない。

- 1) 全国で同日開催禁止の競技会
  - ・東京オープン選手権
  - ・三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権
- 2) 開催地ブロック内での同日開催禁止の競技会
  - ・都道府県対抗全国ダンススポーツ大会
  - ・ダンススポーツグランプリ各大会

(注) 他ブロックにおいて同日開催する場合、同一競技区分の開催は行わず、上記大会団体戦への選手出場に協力する。

2 12月8日～翌年1月7日までの公認競技会開催を禁止する。

但し、サントピア沖縄大会を例外とする。

3 各都道府県連盟は、前年9月末までに、翌年のJDSF公認・承認競技会予定表を所属ブロック及びJDSF競技部へ提出する。競技年度初旬に開催がある場合は、速やかにJDSF競技部へ提出する。  
C級D級の2区分開催は、都道府県単位(PD含め)で各級年間2回までとする。

ブロック運営委員会は開催の調整を行い、10月下旬までに競技本部に競技会開催予定表を提出すること。

(競技会運営に関する事項)

第2条 JDSF公認・承認競技会開催申請書の記載事項の変更をする場合は、必ず訂正の申請をすること。

2 競技規則で決められている開催申請、報告の締切り期日を守ること。

3 チェアパーソンは、競技開始前に「競技上の諸注意」を選手に伝えること。

4 採点管理コンピューターは「JDSF競技会支援システム」を用い、必要事項は必ず入力すること。

5 競技会結果報告において、次の文書及び採点管理結果の電子媒体を1週間以内にJDSF本部に提出しなければならない。

- 1) 競技結果報告書 → 競技部が必要
- 2) 昇級資格報告書、名簿 → 管理部が必要
- 3) メディカルサポート実態調査票 → 本部事務局が必要
- 4) 競技会支援に関する文書(3通)

「JDSF審判旅費請求書」「JDSF審判旅費精算書」及び「公認料支払明細書」

5) 国際競技会派遣選考競技会開催の場合は、上位決勝入賞者名簿(所定の様式) → 国際本部が必要

(罰則)

第3条 第1条、第2条について勧告にも拘わらず再度違反した場合は、原則として次回競技会の公認・承認はしないものとする。

(選手登録更新)

第4条 選手登録更新については以下のとおりとする。

- 1 登録選手は、次年度の登録更新を翌年3月31日までに登録料振り込みを含め完了させなければならない。
- 2 登録更新は継続して行われなければならない。
- 3 未登録となった選手は、登録選手としての全ての資格と権利を失う。
- 4 選手登録失効後3ヶ月以内(6月30日迄)に、別途定める再登録手数料の振込みと、再登録手続を完了すれば、選手登録資格を維持することができる。

(降級)

第5条 競技会に出場しなければ降級規程に基づき降級する。

(引退)

第6条 選手が引退しようとする場合は、所定の手続きに従い引退届けを提出しなければならない。

## 【昇降級基準に関する内規】

本規程は、公認級別競技昇降級規程の内、昇降級基準に関わる具体的な取扱いを定めたものである。

(最終予選の定義)

第1条 昇降級基準上の最終予選の定義は以下とする。なおフリーパスも予選とみなす。

- 1 n次予選まで実施された場合は「n次予選を最終予選」とする。(別表1)
- 2 1次予選の次が準決勝の場合は「出場組全てが最終予選進出」とする。(別表2)
- 3 予選がなく準決勝から実施の場合は「出場組全てが最終予選を通過」したものとする。(別表3)
- 4 予選、準決勝がなく決勝のみの場合は「出場組全てが最終予選、準決勝を通過」したものとする。(別表4)

(昇級組数算出結果が1組未満となった場合)

第2条 エントリー組数に昇級率を乗じて昇級対象組を算出した結果1組未満(0.5~0.99組)となった場合は、競技規則第15条(公認級別競技の成立条件)を満足する事を基に、昇級対象者を1組とする。

(別表1)

実際の競技運営	ラウンドの扱い
1次予選	予選
2次予選	予選
・	〃
・	〃
n次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	決勝

(別表2)

実際の競技運営	ラウンドの扱い
1次予選	最終予選
準決勝	準決勝
決勝	決勝

- ・1次予選に出場した組は「最終予選進出」とみなす
- ・準決勝進出の権利を得た組は「1次予選通過」とみなす

- ・2次予選進出の権利を得た組は「1次予選通過」とみなす
- ・n次予選進出の権利を得た組は「最終予選進出」とみなす

(別表3)

実際の競技運営	ラウンドの扱い
準決勝	準決勝
決勝	決勝

(別表4)

実際の競技運営	ラウンドの扱い
決勝	決勝

- ・出場組全て「最終予選通過、準決勝通過」とみなす

- ・出場組全て「1次予選通過、最終予選通過」とみなす

(欠場と棄権の定義)

第3条 欠場と棄権の定義は以下のとおりとする。

- 1 最初のラウンドに出場しない場合は「欠場」とする。
- 2 第2ラウンド以降の場合

競技開始前に、チェアパーソンに文書等で正式に事前申告した場合は「棄権」とし、そのラウンドに進出したものとみなす。

無断欠場の場合は、権利を放棄したものとして「欠場」とし、そのラウンドへの進出はなしとする。

## 【 競技会主催者へのガイドライン 】

J D S F 公認・承認競技会主催者は、以下のことを遵守して競技会を運営する。

### 1 大会運営全般に関すること

- ① J D S F 競技規則、競技関連規程を遵守する。(W D S F 公認競技においてはW D S F 規程を遵守する)
- ② 開催申請書、大会要項は定められた様式を用いる。
- ③ ダンススポーツ競技に適した会場であること。(フロアの広さ、床の状態等)
- ④ 競技種目数は、過去の大会出場組数、競技時間等を考慮して、無理の無い運営とすること。
- ⑤ スムーズな司会進行に努めること。
- ⑥ 競技開始時刻及び終了時刻は、選手にとって、参加しやすい時間とし、その日のうちに選手が帰宅できることが望ましい。特に遠方からの参加選手のため、宿泊日を最小限にできるよう配慮する。
- ⑦ 事故対応に備えて救護係を設ける。(HP掲載の「競技会での救急事故の対応」参照)
- ⑧ 悪天候や交通機関運行停止等で、開催中止の連絡対策として、シラバスにURL等の記載を考慮する。
- ⑨ ゼッケンはJ D S F が承認するものを使用すること。
- ⑩ 競技会で使用する音楽は、J D S F オリジナルCD (DanceSport) シリーズの使用を推奨する。
- ⑪ グランプリ、ブロック選手権1位～3位入賞者にはメダルを授与すること。
- ⑫ 規程以外で、その大会のみのルールを適用する場合は、チェアパーソン注意の時に選手へ徹底させること。

### 2 審判員に関すること

- ① J D S F 公認・承認競技会においては、J D S F 地方競技会支援制度を用いること。
- ② 審判員の拘束時間は審判員集合時刻から7時間を基本とし、その日当は10,000円とする。
- ③ 上記時間内に食事時間を、30分以上設けることとする。
- ④ 拘束時間の延長をする場合には、30分につき1,000円を支給する。
- ⑤ 大会前に、審判員に会場時刻と会場までの案内図、タイムスケジュール等を通知すること。
- ⑥ 事前に審判員の服装、会場の空調設備の有無について連絡する。  
服装については、正装又は平服(規定のネクタイ・スカーフ着用)のどちらかにする。

### 3 大会要項の注意事項に記載すべき細目事項

- ① 選手受付時間を明示すること。  
また、選手が事前に交通機関や宿泊先を確保できるように、前泊・後泊の必要性を示すことを推奨する。
- ② リダンスを行う場合はその旨を記載すること。
- ③ 決勝戦でソロ競技を行う場合。
- ④ ヒールカバー着用を義務付ける場合。
- ⑤ 申し込み締切り日が前の年になる場合は、  
「昇級資格獲得選手は獲得予定の級以上に出場しなければならないこと」の注意。
- ⑥ 駐車場のない場合はその旨の記載。
- ⑦ スタンダード、ラテンの重複出場の可否。

### 4 大会前に選手に伝えるべき事項

- ① 招待選手、シード選手には、その旨の通知。
- ② 締切り後或いは当日に欠場する場合に連絡すべき連絡先。
- ③ やむをえず、大会要項に記載してある事項に変更があった場合。

### 5 タイムスケジュールを組む場合には以下のことを原則とする

- ① 種目の順番はW D S F 及びJ D S F で定められた順番に従うこと。
- ② 1種目ごとにヒートチェンジを行うこと。
- ③ 最終予選は、フリーパスの場合以外は2ヒートで行うこと。  
また予選は、1ヒート当たり8アップ以下で行うこと。
- ④ 選手の疲労を考慮して、競技区分によるラウンド間の休憩時間を10分はとること。
- ⑤ 審判員の疲労・健康を考慮し、60～90分毎に10～15分の休憩時間を設定すること。

### 6 その他

- ① 曲の速さにばらつきの無いようにすること。
- ② ヒートチェンジの際に事故防止のため、前のヒートの選手が退場したことを確認後に曲を流すこと。

## 【 登録選手 罰則規程 】

(目的)

第1条 本規程は競技規則第48条に基づき、登録選手の違反行為等に対する処分及び罰則を定めることを目的とする。

(違反行為)

第2条 違反行為とは以下の事項を指す。

- 1 刑法違反の場合（禁止薬物使用、窃盗、暴行、詐欺、等の刑法違反）
- 2 主催役員や選手、観客等に対し、暴言、暴力などの迷惑行為をした場合
- 3 飲酒しての出場の場合
- 4 出場申込書に記載した本人でない者が出場した場合
- 5 JDSFが出場を禁止している競技会に出場した場合
- 6 選手登録認定証の改ざんの場合
- 7 出場申込書に虚偽の記載をした場合
- 8 選手資格或いは出場資格を偽って出場の場合
- 9 チェアパーソンが再三にわたって注意をしたにもかかわらず従わない場合
- 10 昇級手続きを故意に行わなかった場合
- 11 不正な選手登録手続き（登録申請書に虚偽の記載、登録更新未履行、選手登録料未納等）で出場した場合
- 12 競技関連規程違反や、定められた服装規程に従わない場合
- 13 選手として相応しくない行為をした場合。

(処分及び罰則)

第3条 前条の違反行為を行った場合には、以下の処分及び罰則を科する。

- 1 第2条1の場合、選手登録剥奪とする。
- 2 第2条2の場合、直ちに退場、出場停止、成績無効などの処分とする。重大な違反行為の場合は、JDSF競技本部での精査、審議のうえ、一定期間の出場停止や、選手登録剥奪等の処分とする。
- 3 第2条3の場合、1年間以上の競技会出場停止処分とする。
- 4 第2条4の場合、本人及びその組相手ともに6ヶ月以上1年未満の競技会出場停止とする。
- 5 第2条5、6の場合、6ヶ月の競技会出場停止とする。
- 6 第2条7、8、9、10の場合、当該競技会の出場停止処分、成績無効処分及び6ヶ月未満の競技会出場停止処分とする。
- 7 第2条11の場合、競技会当日に発覚した場合は、出場停止処分とする。  
後日判明した場合、チェアパーソンは競技本部に報告し、入賞及び昇級資格を無効とする。  
登録内容の虚偽が判明した場合、選手登録は無効とし登録を抹消する。
- 8 第2条12の場合はチェアパーソンの警告にもかかわらず、違反した場合はその選手を出場停止とし、決勝で行った場合は判定した結果の順位を最下位とする。
- 9 第2条13の場合はJDSF競技本部で審議のうえ決定する。

(チェアパーソンが行う裁定、処分、及び報告の義務)

第4条 競技途中の違反行為等は、公平な立場で事情調査し、確信ある場合は裁定を下すことができる。  
また、出場停止処分、競技途中の処分、決勝順位処分等の内容については、競技本部に報告する。

(JDSFが行う処分)

第5条 第4条以外の処分は、JDSF競技本部において事実関係を精査審議し、処分内容は加盟団体を通じて本人に告知する。

(公開)

第6条 処分の結果は、適切な方法で公開するものとする。

(異議の申し立て)

第7条 処分に対して異議ある選手は、3ヶ月以内に所属団体名、住所、氏名、電話番号等を明記の上、JDSF業務執行理事会にこれを申し出ることが出来る。

(WDSF競技)

第8条 WDSF公認競技に関しては、WDSF規程を優先する。

## 【 競技会出場選手 服装規程 】

### (目 的)

第1条 この規程は、WDSF服装規程に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が、公認・承認競技会における出場選手の服装、メイク、ヘアスタイル及びアクセサリ等の装飾について規定することを目的とする。

### (服装及び装飾の定義)

第2条 ダンススポーツにふさわしい服装及び装飾として、機能的であると同時に選手のレベルや年齢を尊重するものでなければならない。ジュブナイル、ジュニアについては特に安全性を考慮しなければならない。

### (服装の区分)

第3条 ユース（16，17，18歳）、アダルト、シニアの服装の区分は、上位より正装・準正装(公共施設会場用正装)・平服及び準平服(公共施設会場用平服)の4区分とする。

年齢を問わず上位区分出場者は下位区分出場者の服装でも可とする。

このほかにジュブナイル（11歳以下）、ジュニアⅠ（12，13歳）、ジュニアⅡ（14，15歳）の年齢による服装区分細則を別に定める。

### (服装の適否の判定及び出場の禁止)

第4条 服装及び装飾の適否の判定は、チェアパーソンがこれを行う。

- ・デコレーションや宝石としての宗教上のシンボルの使用は不可
- ・アクシデントにより使用不可能な状態の発生以外、同一ラウンド内におけるドレスの着替えは不可
- ・チェアパーソンが適当でないと判断した場合、選手が改めない限り出場禁止とすることが出来る。

## ユース、アダルト、シニア服装区分表

区分	スタンダード	ラテン
正装	《男性役》燕尾服又はジャケットスーツ ・色は、黒または紺 (細則参照)	《男性役》ラテンウェア (細則参照)
	《女性役》競技用ドレス (細則参照) ・ツーピース不可 ・丈は、両膝が隠れる長さ、スリットは膝以下	《女性役》競技用ドレス (細則参照) ・布、フリンジ、羽毛、ビーズ等、適切な素材で作られたもの ・直立した状態で、腰部が完全に覆われていること
準正装	《男性役》燕尾服又はジャケットスーツ ・色は黒または紺	《男性役》ラテンウェア ・フェザー類、ダイヤモンド、パール、スパンコール、ビーズ等床を汚したり、傷つけたりする可能性のある装飾は不可
	《女性役》競技用ドレス ・フェザー類、ダイヤモンド、パール、スパンコール、ビーズ等床を汚したり、傷つけたりする可能性のある装飾は不可	《女性役》競技用ドレス ・フェザー類、ダイヤモンド、パール、スパンコール、ビーズ等床を汚したり、傷つけたりする可能性のある装飾は不可
平服	《男性役》・白ワイシャツにタイを着用する。 ・上着（タキシード可）またはベストを着用する ・色は黒または紺	《男性役》・白ワイシャツにタイを着用する ・上着（タキシード可）・ベストを着用してもしなくてもよい ・色は黒または紺 ・サッシュベルト類は不可
	《女性役》・ワンピース、またはブラウスにスカート ・スカート丈の短い箇所は、膝中心より20cmまでとする 長い箇所は、床面より25cm以上とする ・スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可	《女性役》・ワンピース、またはブラウスにスカート ・スカート丈の短い箇所は、膝中心より20cmまでとする 長い箇所は、床面より25cm以上とする ・スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可 ・スカートの下のアンダーウェアやシースルー、ネットに使用する色は、素肌に見える色の使用は不可
準平服	《男性役》・白ワイシャツにタイを着用する ・上着（タキシード可）またはベストを着用する ・色は黒または紺	《男性役》・白ワイシャツにタイを着用する ・上着（タキシード可）・ベストを着用してもしなくてもよい ・色は黒または紺 ・サッシュベルト類は不可
	《女性役》・ワンピース、またはブラウスにスカート ・スカート丈の短い箇所は、膝中心より20cmまでとする 長い箇所は、床面より25cm以上とする ・スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可 ・フェザー類・ダイヤモンド・パール・スパンコール・ビーズ等床を汚したり、傷つけたりする可能性のある装飾は不可	《女性役》・ワンピース、またはブラウスにスカート ・スカート丈の短い箇所は、膝中心より20cmまでとする。長い箇所は、床面より25cm以上とする ・スラックス・スパッツ等のパンツ類は不可 ・スカートの下のアンダーウェアやシースルー、ネットに使用する色は、素肌に見える色の使用は不可 ・フェザー類・ダイヤモンド・パール・スパンコール・ビーズ等床を汚したり、傷つけたりする可能性のある装飾は不可
練習着	・男性役はワイシャツにスラックス、女性役はブラウスとスカート等のダンスに適当と思われる服装のこと ・ネクタイは自由 ・ジャージ等のトレーニングウェア、Gパン、Tシャツ等は不可 (色の規定はない)	

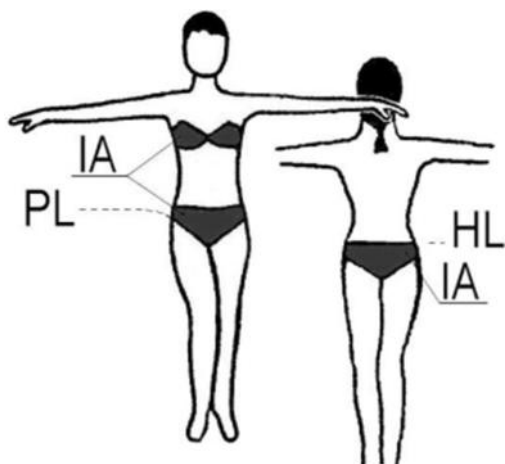
**女性 役 ラ テ ン**

- 競技ドレス** ① ドレスのカットについては、下図参照のこと  
 ② ハイカットパンティ、Tバックショーツ、ヒップライン(腰骨最上部)以下のカットは不可  
 ③ 立った時の姿で、パンティは完全にスカート等で覆われていなければならない  
 ④ 踊っているときでも、パンティはできるだけ隠れていることが望ましい  
 ⑤ 競技用スラックス可  
 ⑥ ツーピース使用の場合には、トップはブラジャーであってはならない  
 ⑦ ビキニ不可  
 ⑧ 左右のブラ・カップの間隔は5cm以下であること  
 ⑨ 体側面のヒップラインとパンティラインの幅は5cm以上あること
- 色** 任意の色。多色も可。胸部および腰部は不透明の素材で覆われていること  
 肌と同色のパンティは不可
- 靴** 制限なし
- ヘアスタイルとメーキャップ** 選手のレベルや年齢を尊重するものでなければならない
- 宝 石** チェアパーソンは、競技上危険と思われる場合には、取り外すように指導することができる

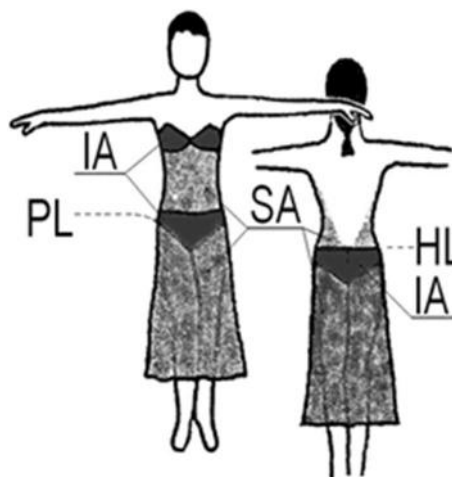
ドレス等のカットについて

- I A: 肌と同色を除く不透明な素材で被覆されなければならない身体部分 ・ ネット素材は不可  
 ・ 透明素材やネット素材を使用する場合、不透明素材で裏打ちされているものは使用可とする  
 ・ 肌と同色の素材を使用する場合、装飾されている素材のものは使用可とする
- S A: 被覆されなければならない最小範囲。任意の色、多色も可。シースルー可
- P L: パンティライン (パンティの下部のラインの上限、ヒップのふくらみ全体を被覆すること)
- H L: ヒップライン (パンティのトップラインの最低限度、腰骨の最上部)

【ラテン】

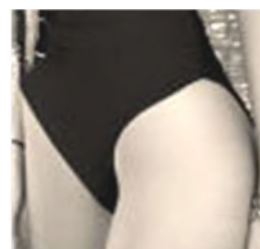


【スタンダード】



○ 認められる最低限の被覆度合

× 認められない被覆度合





## 女性役スタンダード

- 競技ドレス ①ドレスのカットについては、前頁の図参照のこと  
 ②ツーピースドレスは不可  
 ③デコレーション可。  
 ④膝より下部でのスリットは可

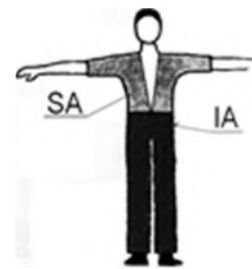
色 任意の色、多色も可  
 靴 制限なし

ヘアスタイルとメーキャップ 選手のレベルや年齢を尊重するものでなければならない

宝石 チェアパーソンは、競技上危険と思われる場合には、取り外すように指導することができる

## 男性役ラテン

- ① 肌と同色を除く任意の色のズボン。シースルーは不可：IA
- ② シャツ及びトップはいずれの色も可、多色も可、透明素材可：SA
- ③ ノースリーブのシャツやトップは不可
- ④ シャツの開胸部位置はベルト・バックルの中心、又はズボンの上縁の中心
- ⑤ ズボンと同色のベスト、ジャケット、ボレロジャケットは自由選択可
- ⑥ ズボンやトップとマッチしたタイ、蝶タイ、スカーフは自由選択可
- ⑦ スカーフ使用の場合は結ばれて、また、シャツの中に指し込まなければならない
- ⑧ 同色異素材の組合せ可。スパンコール状にしたものや金属素材は不可



(詳細は、補足Ⅲ：ジュニアⅡの服装詳細 参照)

デコレーション 制限なし  
 靴 制限なし  
 靴下 制限なし

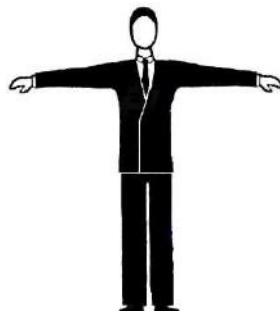
ヘアスタイルとメーキャップ ショートヘアーが望ましい。長髪の場合はポニーテールにすること。

宝石 チェアパーソンは、競技上危険と思われる場合には、取り外すように指導することができる

## 男性役スタンダード

- ① 黒又は紺のジャケットスーツ  
 (黒又は紺のジャケット、ズボン、白シャツ、黒又は紺のネクタイ又は白蝶ネクタイ)
- ② 黒又は紺の燕尾服上下  
 (黒又は紺のテールコートとズボン、白ウエストコート、白燕尾服用シャツ、白蝶ネクタイ)

① ジャケットスーツ



② 燕尾服



靴 制限なし  
 靴下 制限なし

## ジュブナイル及びジュニア競技のフィガー及び服装判定に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、JDSF競技規程に基づき、公認・承認ジュブナイル競技に関するフィガーの判定及び公認・承認ジュブナイル・ジュニア競技に関する服装の判定を円滑にすることを目的とする。

### (適用)

第2条 本規程は、ジュブナイル・ジュニア公認・承認競技会において適用するものとする。  
プレジュブナイル・プレジュニア競技会においては、これを基準とし、主催者が判断する。

### (フィガー制限)

第3条 ジュブナイルのフィガー制限はWDSF規程を遵守するものとする。

### (フィガー判定)

第4条 ジュブナイルフィガーがWDSF規程遵守の適否の判定は、ジュブナイルフィガーチェッカーがこれを行う。

### (服装制限)

第5条 ジュブナイル・ジュニア競技会出場選手は、JDSF服装規程のジュブナイル・ジュニア服装区分を遵守することとする。





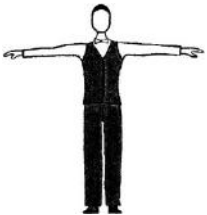
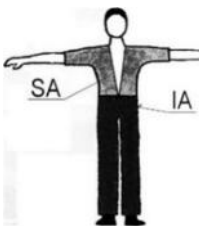
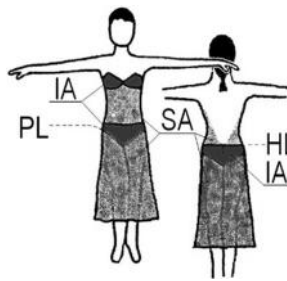
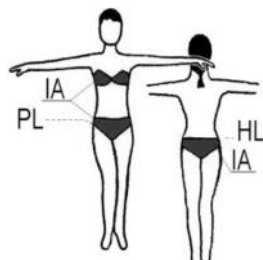
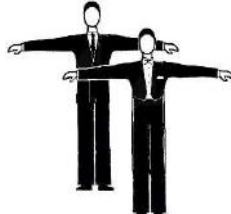
### (服装判定)

第6条 ジュブナイル・ジュニアの服装及び装飾の適否の判定はチェアパーソンがこれを行う。  
但し、ジュブナイル・ジュニア服装判定員がチェアパーソンを補佐し、服装の判定に助言できるものとする。

### (ジュブナイル・ジュニア服装判定員)

第7条 ジュブナイルフィガーチェッカー及びジュブナイル・ジュニア服装判定員はジュニア育成部が推薦し、選手強化本部・競技本部で承認された者とする。

## ジュブナイル・ジュニア服装区分表

男・女 区分	男子		女子	
	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル 11歳以下	① 白長袖シャツ 白または黒長袖ポロネック上着 ② 黒ズボン (サイドのサテンストライプは可) ③ 黒ネクタイ又は蝶ネクタイ ④ 黒ソックス 		① 白ブラウス又はレオタード 又はTシャツ と黒スカート  ② 無地でシンプルな肌と同色を除く1色のワンピースとパンティ  ③ 肌と同色を除く1色のレオタードと同色のスカート(ワンピース) 	
ジュニア I 12歳 13歳	<b>ジュニア I</b> ① 白または黒長袖シャツ 白または黒のウィングカラーシャツ 白または黒長袖ポロネック上着 ② 黒ベスト(任意) ③ 黒ズボン ④ 黒又は紺のネクタイ(プレーンシャツ)又は白蝶ネクタイ(ウィングカラーシャツ) ⑤ 黒ソックス 	<b>ジュニア I</b> ① 任意の色のシャツ又は上着 ※ 上着の開胸は胸骨まで ② 肌と同色を除く任意の色のズボン ※ シースルー不可  <b>ジュニア II</b> ① 任意の色のシャツ又は上着。 ② 肌と同色を除く任意の色のズボン ※ シースルー不可 	<b>ジュニア I</b> 肌と同色を除く任意の色  <b>ジュニア II</b> 任意の色、多色も可 Any colour including mix colour 	<b>ジュニア I</b> 肌と同色を除く任意の色  <b>ジュニア II</b> 任意の色、多色も可 
	ジュニア II 14歳 15歳	① 黒又は紺のジャケットスーツ ② 黒又は紺の燕尾服 		<b>ジュニア I、II 共通</b> ※ ツーピース不可 ※ 安全性を考慮し裾丈は長すぎないこと  <b>ジュニア I、II 共通</b> ※ ツーピース可 ※ ビキニ不可  ※ 腰部・胸部は不透明な素材で覆われていること ※ Tバック及び肌と同色のパンティ不可

注 SA: 被覆されなければならない最小範囲(シースルー可)

IA: 被覆されなければならない身体部分(シースルー不可)

PL: パンティーライン(パンティの下部ラインの上限、ヒップのふくらみ全体を被覆すること)

HL: ヒップライン(パンティのトップラインの最低限度、腰骨の最上部)

装飾品：基本素材及び髪または肌につけるものを含む。ネクタイピン、カフス、ベルトのバックルは除く

男・女	男子		女子	
区分	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル	いかなる装飾品も禁止		いかなる装飾品も禁止	
ジュニア I			光効果のない装飾品(羽、花、リボン、フリンジ、レース等)は使用可	
ジュニア II	制限なし			

光効果のある素材

男・女	男子		女子	
区分	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル	光効果のある基本素材は禁止		光効果のある基本素材は禁止	
ジュニア I				
ジュニア II	制限なし			

靴・ソックス・タイツ

男・女	男子		女子	
区分	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル	シューズは黒のみ、ヒール最高 2.5cm迄 黒のソックスのみ使用可		シューズは任意の色、光素材可 バックルにラインストーン可、装飾不可 ヒール：極太 最高 3.5cm ソックス：任意の色可 タイツ：肌と同色のみ可、網タイツは不可	
ジュニア I	ヒール最高 2.5cm迄	ヒール最高 3.5cm迄	ヒール最高 5cmまで 任意の色のソックス使用可 タイツ：網タイツは不可	
	黒のソックスのみ使用可			
ジュニア II	制限なし		制限なし	

ヘアスタイル

男・女	男子		女子	
区分	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル	長髪の場合はポニーテイルにすること		髪飾り・ヘアピース不可 着色ヘアスプレー禁止	
ジュニア I			光物髪飾り・着色ヘアスプレー禁止 (光効果のない髪飾りは使用可)	
ジュニア II			制限なし	

メイクアップ

男・女	男子		女子	
区分	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル ジュニア I	メイクアップ不可			
ジュニア II	制限なし			

デコレーションジュエリー（ダンス用ドレスの一部としてデザインされた宝石、個人的宝石でない）

男・女	男子		女子	
区分	ST	LA	ST	LA
ジュブナイル	禁止			
ジュニア I	光効果のあるデコレーションジュエリーは禁止 (光効果のないデコレーションジュエリーは使用可)			
ジュニア II	制限なし			

## ジュブナイル、ジュニア 服装区分 細則

### ジュブナイル

#### 男子 スタンダード・ラテン

- シャツ ① プレーンな白無地の長そでシャツ。または、白または黒のポロネック (折り返し襟) の上着  
② 光沢または柄、模様入り素材は不可  
③ ウイングカラー不可  
④ 袖まくりは不可  
⑤ シャツの裾はズボンの中に(タックイン)入れなければならない



- ズボン ① 黒ズボン  
② 光沢または柄、模様入り素材は不可  
③ サイドのサテンストライプは可  
④ ウエストのサテンバンドは可

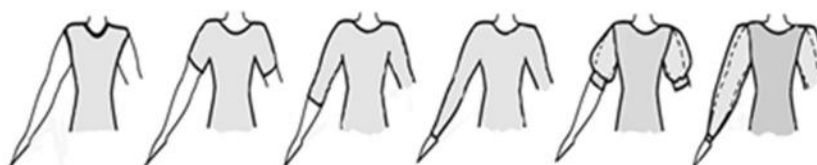
#### 女子 スタンダード・ラテン

- ① 白ブラウス又はレオタード又はTシャツ、黒スカート  
② 無地でシンプルな肌と同色を除く1色のワンピースとパンティ  
③ 肌と同色を除く1色のレオタードと同色のスカート  
④ 同色の異素材の組み合わせ可。透明(シースルー)素材を使用する時は同色の不透明素材で裏打ちされてなければならない。  
⑤ 袖は透明(シースルー)素材可。ドレープ、プリーツ可。  
⑥ ドレスを閉じるためのボタンは、ドレスと同色又は同素材のくるみボタン可。装飾のためのボタンは不可  
⑦ ボタンやフックで閉められたネックの下に、背中小さな涙型の開口(オープン)は可。(横幅5cm以下、縦15cm以下)

- A ネックライン カットは下図のいずれかに限る。その他は不可  
※襟ぐりは開きすぎないこと。



- B 袖 カットは下図のいずれかに限る。その他は不可  
※袖の長さは短い袖は肩関節が隠れ、長い袖は手首まで



C スカート カットは下図のいずれかに限る。その他は不可

- ※ プレーンかプリーツ加工したもので、1周から2周の円形製品  
2周までの円形アンダースカート（ペチコート）の使用可。  
但し、スカート丈より長いものは不可
- ※ フリル、スカートの縁のボーン・ソフトボーン・釣り糸（テングスワイヤー）を入れたものは不可 裾の始末に使用するリボンテープ、巻ロックなどは、フリルに相当することがあるので使用しないこと
- ※ スカートの丈は膝上10cmまで。膝下は膝のお皿がちょうど隠れる位置より長くないこと  
ローウエストの場合、切り替え位置はウエストから5cmまでとする。  
スリットは膝上10cmまでとする。

使用可能なスカート例



追加デザイン

スカートの量は、2周の円形を超えない。スカートのはぎは、半円4枚または1/4円8枚までとする。



## ジュニアⅠ

### 男子 スタンダード

- ① 白または黒の長袖シャツ、白または黒の長袖ウイングカラーシャツ、または白または黒長袖ポロネック（折り返し襟）の上着
- ② 黒ベスト（任意）
- ③ 黒ズボン
- ④ 黒又は紺のネクタイ（プレーンシャツに着ける）又は白蝶ネクタイ（ウイングカラーシャツに着ける）
- ⑤ 黒ソックス

### 男子 ラテン

- ① 任意の色のシャツ又は上着
  - ② 肌と同色を除く任意の色のズボン
- ※上着の開胸は、胸骨まで

### 女子 スタンダード

- ① 肌と同色を除く任意の色の競技ドレス（ツーピース不可）
- ※安全性を考慮し、裾丈は長すぎないこと  
※肌と同色パンティ不可

### 女子 ラテン

- ① 肌と同色を除く任意の色の競技ドレス（ツーピース可、ビキニ不可）
- ※胸部及び腰部は不透明の素材で覆われていること  
※Tバック及び肌と同色パンティ不可  
※踊っている状態でもパンティは、隠れていることが望ましい

## ジュニアⅡ

ユース、アダルト、シニアに同じ

## 【 公認競技会開催特例申請規程 】

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下当連盟という）の公認競技会を開催するにあたり、諸般の事情により競技規則及び競技関連規程に準ずる開催が難しいと判断される場合に限り、本規程の運用によって公認競技会が開催できるようにする事を目的とする

### (適用条件)

第2条 本規程は、次の条件に該当する場合、当連盟に開催特例申請をすることができる

- 1 加盟団体が初めて公認競技会を開催する場合
- 2 他団体との競合があり、正規な競技会の運営が困難な場合
- 3 当連盟の業務執行理事会が認めた場合
- 4 他団体主催の競技会で、業務執行理事会が認めた場合

### (特例緩和)

第3条 本規程は、次の事項に付いて規程を特例として緩和することができる

- 1 過去の承認競技会で一定以上の成績を修めた者に、初期選手登録時に級を付与することができる
- 2 選手登録を完了していない選手も、特例として公認競技会に出場することができる  
但し、昇級資格の成績を修めた場合は、当連盟に選手登録する
- 3 D級以上で該当級エントリー組数が2組未満の場合でも、3組以上のエントリー組数がある場合は、公認競技会として認定することができる
- 4 他団体審判を可能にする
- 5 競技種目数及び種目の変更ができる。但し、当連盟の指導を受け調整するものとする
- 6 服装規程を緩和することができる。但し、当連盟の指導を受け調整する
- 7 その他、業務執行理事会の承認を得て、予算面における支援を申請する事ができる

### (特例申請)

第4条 本規程を適用する必要がある団体は、所定の特例申請書を公認競技会開催申請書に添付し、業務執行理事会の承認を得なければならない

ただし、第3条の3単独申請の場合は競技本部で決定し、業務執行理事会に報告するものとする

### (開催特例申請団体の義務)

第5条 本規程の適用を受けた団体は、当連盟の会員登録、及び選手登録を行い、登録管理部に報告しなければならない

今後、正規の規程に則った公認競技会が速やかに計画的、且つ安定的に継続して開催できるよう努めなければならない

尚、開催後の報告は、規程に沿って速やかに行わなければならない

執行委員の派遣、及び予算面での支援を要請した場合は、収支決算書を添付した報告書を提出しなければならない

### (登録)

第6条 登録関係については、細則に定める

### (本規程の改廃)

第7条 本規程の改正、廃止は業務執行理事会の承認を得なければならない



## 【 競技方式に関する実施要領 】

ダンススポーツを広く多くの人々に知ってもらい、社会的認知を高めることが強く要望されてきている。それには多くの創意工夫が要求されるが、その中にダンススポーツを一般の人々に解り易くして、見て楽しむ愛好家を増やす努力、更には判定方法の明確化、公平性などを高めることが求められている。

本実施要領は、これを実現するための試みとして新方式でダンススポーツ競技会を開催する場合の規定を、現行規定との区別を明確にするために定めることを目的とする。

### (現行方式)

第1条 競技の採点は、スケージングシステムを採用し、準決勝まではチェック法、同点決定及び決勝では順位法を用いる。ただし、新審判基準で実施する競技の順位決定は、新審判方式実施規程に従う。  
2種目以上の競技区分がある場合は、総合成績で判定する。

### (特別競技方式の選択と許可)

第2条 JDSF主催競技会などにおいて、大会の目的に応じて第4条の特別競技方式を選択して開催を希望する場合は、競技会開催申請時に申請することができ、JDSFの承認を得れば申請された競技方式で開催することが出来る。

### (許可条件)

第3条 以下の目的において実施する場合を特別競技方式の許可の基準とする。

- 1 観客に対して、見て楽しむスポーツとしての演出をするため、またより解り易く結果を理解させるため。
- 2 競技の特性に応じた判定を行うため。
- 3 審判の公平性をより高めるため。

### (特別競技方式)

第4条 特別競技形式として、以下の事項とする。

#### 1 競技実施方式

- 1) リダンス方式 . . . . . 1次予選→リダンス→2次予選と行う。
- 2) 決勝ソロ競技 . . . . . WDSFにおいて定められた方法による。
- 3) 決勝トーナメント方式 . . . 決勝をトーナメントにて行い 敗者復活を組み込む。
- 4) トーナメント方式 . . . 予選からトーナメント戦によって競技する。
- 5) 予選・本戦分離方式 . . . 予選の競技方法と決勝までの本戦の競技方法を区別する。  
(例) 予選は2～3種目総合とし、最終予選に残った24組において(準決勝に残った12組において)5種目の単科戦(又は総合競技)を行う。シード選手は予選免除などの特典をつける。

#### 6) その他の方式

#### 2 複数競技区分の判定方式

##### 1) 総合・単科混合方式

n次予選まで総合評価、その後を決勝まで単科で評価、最終的に単科別順位と単科順位をもとにスケージングシステムで総合順位をつける。但し再スケージングは行わない。  
総合評価のn次予選の回数は主催者が決定し、JDSFに許可を求める。

##### 2) 単科純粋方式

1次から決勝まで単科で行い、単科のみの順位付けとする。但し、ランキング、昇降級が関与する競技会では採用しない。

##### 3) 単科成績総合評価

1次から決勝まで単科で行い、単科順位と総合順位と両方順位付けする。総合順位は単科順位のもとにスケージングシステムで総合順位を判定する。但し再スケージングは行わない。

### (ランキング付与)

第5条 特別競技方式において、ダンススポーツランキングポイントを付与する場合は、総合成績順位に従いポイント付与する。

### (昇降級判定基準)

第6条 特別競技方式において、昇降級判定基準には総合成績順位を採用する。

## 【 ドーピング防止規則 】

### 1. 世界ドーピング防止規程及び日本ドーピング防止規程

- 1.1 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「JDSF」という）は世界ドーピング防止規程（以下、「WADA規程」という）及び日本ドーピング防止規程（以下、「JADA規程」という）に基づき、ドーピング・コントロールの開始、実施に対する責任を担うこととなったため、ここに公益社団法人日本ダンススポーツ連盟ドーピング防止規則（以下、「本規則」という）を定める。
- 1.2 WADA規程に基づきJDSFは以下の役割及び責任等を担うものとする。
  - (1) JDSFのドーピング防止方針及び本規則がWADA規程及びJADA規程に準拠すること。
  - (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）と協力すること。
  - (3) その他国際競技連盟と協力すること。
  - (4) JDSFに通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出するよう義務付けること。
  - (5) WADA規程又はJADA規程に違反した競技者又は競技者支援要員に対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
  - (6) ドーピング防止教育を奨励すること。

### 2. ドーピング防止規程の適用

- 2.1 本規則は以下の者に対して適用される。
  - (1) JDSF
  - (2) 競技者
  - (3) 日本代表選手団のメンバー
  - (4) 競技者支援要員
- 2.2 ドーピング防止規程違反に対し、制裁措置が適用される。

### 3. 義務

- 3.1 競技者は、以下の義務を負うものとする。
  - (1) 適用されるドーピング防止方針及び規程を理解し、遵守すること。
  - (2) 検体採取に応ずること。
  - (3) ドーピング防止と関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
  - (4) 医師に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、WADA規程に従って採択されたドーピング防止の方針及び規程に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- 3.2 JDSFに通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された検体採取を受け、正確な最新の居場所情報をJADAに対し定期的に提出する。
- 3.3 競技者支援要員は、以下の義務を負うものとする。
  - (1) 自らに又は支援する競技者に適用されるドーピング防止方針及び規程を理解し、遵守すること。
  - (2) 競技者の検査プログラムに協力すること。
  - (3) 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しドーピング防止の姿勢を育成すること。

### 4. 検査

JDSFは、WADA規程及びJADA規程に従い、ドーピング防止機関（JADAを含む。）が行う検査の分析結果を承認する。

## 5. 規程違反

- 5.1 ドーピング防止規程違反を犯すことは、本規則による制裁措置及び損害賠償と罰金を科す対象となる
- 5.2 ドーピング防止規程違反を犯したか否かを判断するために、WADA規程及びJADA規程の各第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条及び第17条が適用される。

## 6. ドーピング防止規程違反の承認

JDSFは、全てのドーピング防止機関によるドーピング防止規程違反を犯したとの決定を承認し、かつ尊重する。ただし、その認定がWADA規程及びJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

## 7. JDSFが課す制裁措置及び損害賠償と罰金

- 7.1 ドーピング防止規程違反を犯したと認定された人は、制裁措置の期間、日本代表選手団又はその選考の資格、JDSFからの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、JDSFで役に就く資格、違反の種類や程度により会員及び選手登録できる資格を失う。  
違反後に受け取っている交付金、助成金及び補助金はJDSFの請求に従い返還し、与えた損害についてもJDSFの請求に従い賠償するものとする。また状況によっては、JDSFは罰金を科す。
- 7.2 制裁措置の期間は、WADA規程及びJADA規程の各第10条及び第11条に従って決定される。
- 7.3 JDSFは、違反が1回目か2回目を判断するにあたり、いかなるドーピング防止機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

## 8. 懲戒措置手続

ドーピング防止規程違反が問われる全ての事件は、WADA規程及びJADA規程に準拠して判断され、同規程の条項に従って、認定がなされ、不服申立がなされるものとする。

## 9. 通知

本規則に基づいて制裁措置が課せられた場合には、JDSFは課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) 財団法人日本オリンピック委員会
- (2) WADA規程第14.1条及びJADA規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (3) 当該人の国際競技連盟
- (4) JADA
- (5) JDSFが通知を必要と考えるその他の人

## 10. 不服申立て

不服申立てについては、JADA規程第13条の規定に従うものとする。

## 11. ドーピング防止規程違反の審査

ドーピング防止規程違反を犯したとして記録された者が後日、当該ドーピング防止規程違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はドーピング防止機関により明らかになった場合、JDSFはドーピング防止規程違反及びそのドーピング防止規程違反の結果として課せられた制裁措置及び損害賠償と罰金を取り消すものとし、本規則第9条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

## 12. 解釈

本規程は、WADA規程及び日本ドーピング防止規程に従い解釈されるものとする。

## 【 ドーピング防止規則 実施要領 】

### 第1章 ドーピング検査の対象者及び手続き

- 第1条 ドーピング検査の対象者は、日本ドーピング防止規程（以下「防止規程」）にもとづき、該当する競技会出場者及び、全ての選手登録者となる。
- 第2条 該当する競技会とは、日本代表選手を選考する競技会、本連盟国内最高峰の競技会とそれにつながるブロック選手権大会及び本連盟の指定する競技会（都道府県大会を含む）である。
- 第3条 JADA及びJDSFが任命するドーピングコントロールオフィサー（以下「DCO」）からドーピング検査を要請された競技者は、ドーピング検査を受けなければならない。DCOは身分証明書および任命証を競技者に提示する。
- 第4条 DCOが訪れた場合には、競技者はその時点で行っている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。なお、競技者は検査が行われるまでDCOの監視下にななければならない。
- 第5条 ドーピング検査は、DCOが指定する場所をドーピングコントロール室として、実施する。ドーピングコントロール室には、競技者の付き添い人1名が同席することができる。
- 第6条 競技者は、密封された採尿容器の中からひとつを選び、同性の検査員が監視するもとの、90ml以上の尿を自ら採取する。
- 第7条 競技者は、密封された検体容器セットの中からひとつを選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を封印する。
- 第8条 競技者は、過去7日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。
- 第9条 競技者ならびに付き添い人は公式記録書、検体容器のコードナンバーが一致していること、手続きが公正に行われたことを確認し、特記すべきことがあればその旨記載の上、公式記録書に各々署名する。
- 第10条 DCOは、公式記録書、検体容器のコードナンバーが一致していること、公式記録書に記載漏れが無いことを確認して、公式記録書に署名する。
- 第11条 競技者がサンプル提供を拒否した場合、DCOは、ドーピング検査を拒否したとみなされ処分をうけるといふことを、説明しなければならない。それでもなお競技者が検体提供を拒否する場合は、DCOはこの旨を公式記録書に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。DCOは、他にも特記すべきことがあれば公式記録書にその旨を記載する。

### 第2章 制裁決定までの手続き

- 第12条 A検体陽性の場合には、陽性と判明した時点で、当該競技者のJDSFに関わる事業への参加資格は一時停止される。
- 第13条 ドーピング検査陽性違反の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として、聴聞会が開催される。
- 第14条 制裁は違反の通知を、JADAから受けた日本ドーピング防止機構パネルが決定する

### 第3章 その他

- 第15条 防止規程は、本実施要領の全てに優先され、本実施要領に定めなき時は、防止規程に従う。

### 第4章 実施

- 第16条 本実施要領は、平成21年11月1日から施行する。

## ドーピング違反とならないための手引き I (競技会前)

### ★ 大会5週間前にチェックすること

- ・この時点で慢性疾患を患っている場合、自分の服用薬・治療方法に禁止物質や禁止方法がないかを確認する。
- ・アスリートとして、体調管理、食事を含めた服用物の管理は万全を期すこと
- ・現在の服用薬を大会まで使用予定の時は、必ず禁止物質リストと照合のこと。特に喘息、強度のアレルギーの方は必ず照合のこと。
- ・服用薬に禁止物質が含まれていた場合主治医と相談し、治療を第1優先とするも、禁止物質、禁止方法は代えてもらうこと。
- ・代わる治療薬・治療方法がない場合は「TUE（治療目的使用の適用措置）申請」をおこなうこと。これは禁止物質を治療目的で使用する許可書である。
- ・申請先はNF（JDSF）を経由してJADAに提出してください。締め切りは大会の4週間前にJADA提出となります。TUE申請に不慣れな医師もおり5週間前のチェックが無難です。申請方法は以下を参照ください。
- ・なお、緊急治療を行った場合、TUE申請を遡って行うことは認められています。
- ・禁止物質は急な変更もありえますので必ず最新情報を参照してください。禁止物質や規定の変更はJADA（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構）のHP情報が基準となります。  
[http://www.playtruejapan.org/downloads\\_list.php](http://www.playtruejapan.org/downloads_list.php)
- ・なお、不明点がありましたらJDSFに問い合わせてください。正確を期すためFAX又はメールでの問い合わせを推奨いたします。  
FAX: 03-6457-1857（JDSF事務所）  
メール: seiichi.furuse@jdsf.or.jp（JDSFアンチ・ドーピング委員会）

### ★ 大会4週間前にチェックすること

- ・TUE申請の締切日です。なお、前述の通り突然の事故疾病について事後のTUE申請は可能となりましたが健康管理には細心の注意を払ってください。

### ★ 大会7日前にチェックすること

- ・この期間は急性疾患（カゼ等）に注意してください。
- ・急性疾患（カゼ等）時、主治医には状況を説明しドーピング検査と禁止薬物の件を説明してください。明確に伝えられない時は、「JADAのHPで調べていただき、禁止物質以外の薬剤を処方願います」とたのんでください。ただし余りに重篤な疾患の時は競技よりも治療を優先することはいうまでもありません。
- ・内容成分不明のサプリメント、ドリンク、健康食品等は、口にしないこと。
- ・不要な薬物の摂取はやめること。

### ★ 大会会場での注意

- ・自分以外の飲み物、食べ物は摂取しないこと
- ・自分のバックの保管は、自分で責任をもつこと（バックに施錠する等）
- ・水分補給容器を会場に放置しないこと
- ・見知らぬひとからの差し入れ物は、不用意に口にしないこと
- ・内容成分不明のサプリメントは、口にしないこと

## ドーピング違反とならないための手引きⅡ【重要】 (競技会で検査対象者に選ばれた時)

### 「選手」の権利と責務、「付添い人」について

日本代表選手、可能性のある選手、帯同する役員、コーチ、その他関係者の方は、「手引きⅡ」の趣旨を必ず理解していただくをお願いいたします。また、都道府県連盟の幹部役員、公認指導員は、国体の時は重要な案件となりますから、一読をお願いいたします。

#### ★ 検査対象者の権利と責務

##### ・検査対象者の権利

同伴者(1名成人に限る)及び必要な場合には、通訳を伴う権利

(未成年者の場合、同伴者を必ずつけてください)

検体採取手続きについて追加情報を求める権利

(不明なことは何でも聞くことができます)

正当な理由がある場合、ドーピング検査室への延着を求める権利

(ただし、DCOの判断により認められない場合があります)

身体障害を伴う競技者に対する変更定められている変更を求める権利

(けがをしている時は、その対応のために手順の変更を求めることができます)

##### ・検査対象者の責務

通告から検体採取手続きが完了するまで、DCO/シャペロンの直接の監視下に置かれます

DCO/シャペロンの指示に従い、本人確認を行うこと

検体採取手続きに従うこと

正当な理由による延着を除き、通告後可能な限り速やかに検査室に到着すること

※以上の責務を果たせない場合、ドーピング防止規定違反となります

#### ★ 検査対象者になった時：「通告」を受けた時の留意点

- ・競技者は本人の出場すべき競技を最後まで終了する権利があります。本人が競技中にもかかわらず、検査対象に選ばれたとの通告を受けたときは、通告に来たDCO、シャペロン(別名エスコート)及び主催者に、競技中であることを意思表示し、納得できないときは、公式記録書に通告受諾の署名を安易に行わないこと
- ・DCOやシャペロンを不用意に避けたりしないこと。通常は、検査対象の通告を受けたらすみやかに指示にしたがって検査室に出頭せねばなりません。それまでの間シャペロンは競技者本人に同行します。
- ・競技者本人は、なぜ対象者となったかを知る権利があります。母国語で聞いてかまいません。
- ・トイレに行きたいと思ったときは、真っ先に検査室に直行したほうが得策です。

#### ★ 検査対象者になった時：「付き添い人」とその選任について

- ・競技者本人は「付き添い人」を1名指名できる権利があります。コーチ、帯同役員や友人等だれでも結構です。信頼のおける人を指名してください。
- ・「付き添い人」は検査室に自由に出入りでき、用足し等検査対象者の支援をすることができます。
- ・カップルで検査対象になった時は、互いに「付き添い人」を指名しても結構です。
- ・国の威信のかかった競技会では、種々のしがらみから悪意に満ちた検査を行う国があります。競技者の自己防衛は当然として、日本国とJDSFの名誉のため必ず「付き添い人」を選んでください。
- ・このような国際大会に出場する選手、帯同する役員とコーチは、国内大会で「付き添い人」を経験しておくことを推奨します。
- ・JDSFでは、WADA規程を遵守し、かつ世界最高レベルの公正さで検査を実施します。このレベルでの検査を経験すれば、世界中のどのような不正な検査も見抜けますので、ぜひ早く国内大会での「付き添い人」を引き受けて、経験を深めてください。

#### ★ 検査室に入ったときの留意点

- ・検査室は、DCO、競技者本人、付き添い人とIF(NF)の代表者以外は立ち入り禁止となります。最初入室したときに、それ以外の者がいたときは、退出するよう要請してください。特に外国において、このような事態が発生したときは、母国語でかまわないのですぐにアピールしてください。通じないときは通訳を呼ぶ権

利があります。また、このような状況が発生したことを、公式記録書に母国語で記載する権利があります。

- ・ 検査室内に用意された飲料は未開封であること、信頼のおける製品であることを確認してください。
- ・ 検査室内の飲食は自由で、本人や付添い人の持ち込み飲食も自由です。
- ・ リードDCOの許可があれば、本人も検査室から外出可能です。この場合はDCOがシャペロンとなります。

#### ★ 採尿における留意点

- ・ 採尿カップを選択する前に、流水で手を洗ってください。決して備え付けの石鹸は使わないようにしてください（外国では特に）。
- ・ 採尿カップを選択では、最低3個以上の中から選択してください。
- ・ 採尿カップを選択では、本人はもとより、付添い人も一緒に確認し、面倒でも以下の点に注意し選択し、有用でないと判断したら、交換や追加を要請する権利があります。
  - ①採尿カップの外装の破損や著しい汚れがある
  - ②カップ内に異物がある
  - ③カップ内に汚れがある
  - ④他、検査が有用でないと判断できる事態が生じたとき
- ・ 採尿現場には同性のDCOが立ち会うことになります。指示に従ってください。
- ・ 開封した採尿カップの内側は、不用意にふれないこと
- ・ いったん採取した尿は、万全を期すため、必ず本人の手元もしくは視界内においてください。特に外国においては、十分注意ください。

#### ★ 公式記録書記載における留意点

- ・ 公式記録書は検査の最も重要な証拠となります。
- ・ 公式記録書の内容について、DCOは、本人と付添い人に説明する義務があります。安易な妥協や、あいまいなまま、公式記録書の作成を進めないようにしてください。
- ・ 本人と付添い人は、最後に検査についての見解を公式記録書に記載できる権利があります。疑問や不審な点があれば、コメント欄に母国語での記載でかまいません。欄が不足していたら、補足の用紙を請求してください。国の威信のかかった国際大会では、特に以下の点を特に注意してください。
  - ①競技終了以前の通告が、恣意的なものではないかどうか
  - ②本人と付添い人が、検査室に入る以前にDCO、IFの代表者以外の不審者がいなかったか
  - ③採尿カップの選択が、本人が納得できる状態でおこなわれたか
  - ④その他、検査が、本人の不利になるようにすすめられたことはないか
- ・ 公式記録書の最終署名は、本人と付添い人が納得した段階で行ってください。

#### ★ 付添い人の役割

- ・ JDSFでは、アンチ・ドーピングの啓蒙のため、検査室の中では、DCO、選手、付添い人が互いにコミュニケーションを十分にとり、可能な限りの教育的措置を併せて、WADA規程のもとに、全て公正に検査を進めています。このJDSFで行っているものが、世界標準と自負しています。
- ・ 日本国内では、どの競技団体も、このようなスタンスで検査を進めていますが、前述のように、国威にかかわる競技会になりますと、巧妙な手口のもと、自国有利に検査を導く国があります。
- ・ 競技者本人は、近くにいないからとは言わずに、必ず、帯同役員、コーチやチームメイトを付添い人選任することを、DCOまたはシャペロンに申告してください。
- ・ 競技者本人が極限の疲労状態の時は、安易に妥協したい心理にかられます。付添い人は、競技者本人を励まし、最悪の事態を未然に防ぐようお願いいたします。
- ・ 日本人はトラブルなく円滑に速やかに事が運ぶことを良しとし、これを美德としますが、競技者本人のアスリートとしての誇りと、日本の国威とJDSF名誉を守るため、時として、競技者本人と付添い人は、この美德にかかわらず、納得するまで、担当のDCOに説明を求めてください。いくら時間がかかっても、翌日まで続いたとしても、ルールの上では問題ありません。不明点や不審点は、徹底的に追及し説明を求めてください。納得したところで最終署名行い、検査を終了してください。
- ・ 競技終了後の競技者本人は、疲労のため次第に根気がなくなってくるので、ここまでの対処は出来なくなっています。競技者が勝ち得た「日の丸」や名誉を確固たるものにするために、付添い人は、最後まで競技者を支援してください。

## ドーピング違反とならないための手引きⅢ （「禁止物質」と「安全な薬」について）

### ★ アスリートとしての心構え

アスリートとして、大会の7日以上前には、無用な薬物やサプリメントの服用はやめるべきです。

しかし、代表選手のように、病気の治療を行いながら、競技を続けなければならない場合があります。当然、病気治療が優先されますが、禁止物質を使用し治療中に前記競技会に出場するときは、事前3週間前までに手続き（TUE申請）が必要です。

ただし、緊急治療のための禁止物質使用については、後日のTUE申請が認められています。

それでは、身近にある薬で、安全な選択方法、誤解が多いところ、検査違反の原因となるようなものを、以下に例を挙げてみます。

### ★ 安全な薬やサプリメントの選択について

- ・解熱鎮痛薬：市販されている「イブA」「バファリンA」等は、禁止物質は入っていません。病院で処方されている「ロキソニン」「ボルタレン」等も禁止物質ではありません。カゼをひいて、頭痛や、のどの痛みだけのときは、解熱鎮痛薬の使用を考えてください。**現在、解熱鎮痛薬単体で禁止物質とされているものはありません。**なお、使用時は、正式名称、成分は必ず確認してください。**注意：「イブかぜ薬」「バファリンかぜ薬」は×。**
- ・安全なサプリメントやドリンクについて  
JADAのホームページに、協賛しているメーカーの商品一覧がありますから参考にしてください。  
<http://www.playtruejapan.org/>

### ★ 名前の印象が似ていて、安全な薬と禁止物質が、混同されているもの

- ・正露丸○
- ・救心、六神丸×

### ★ 禁止物質について（検査違反の原因）

#### 1：カゼ

現在、市販のほぼすべての総合カゼ薬には、効果の実感度をより上げるため、禁止物質「エフェドリン」または「麻黄」（エフェドリンの原料）が入っています。成分表を確認ください。また、カゼでよく使われる葛根湯には「麻黄」が調合されています。**漢方含め市販の総合カゼ薬は全て「×」**とってください。私たちを取り巻く環境はこのような状況です。かぜをひいたからと、安易に市販の総合カゼ薬を服用するのは検査違反でもっとも多い事例ですから、アスリートとしては注意する必要があるところです。

また、咳止めで使用される、商品名：ホクナリンテープ、商品名：メプチン錠は禁止物質です。

#### 2：アレルギー

通常の抗アレルギー薬は大丈夫ですが、強度のアレルギーで処方されるステロイド剤は禁止物質です。商品名：プレドニゾン、セレスタミン錠他。また、漢方「小青竜湯」には禁止物質「麻黄」が入っています。

#### 3：喘息

治療薬には禁止物質が多くありますが、当然治療が優先されます。主治医と相談すると共に、前記競技会にはTUE申請をして出場することになります。

#### 4：乗り物酔い

乗り物酔い止めの薬自体は禁止物質ではありません（トラベルミン等）。ただし禁止物質「マンニトール」が添加されているものが多く、これは利尿作用があり禁止物質を隠蔽するとして禁止されています。検査室には持ち込まないようにしてください。

#### 5：痔

痔治療に使われるほぼ全ての坐剤には禁止物質のステロイド剤が入っています。ステロイドの直腸投与は禁止となっていますから要注意です（商品名：ボラギノール、強力ポステリザン、ネリプロクト他）



## 6：高血圧

高血圧治療で利尿剤が使われますが、禁止物質を隠蔽するとして禁止されています。

商品名：ラシックス、アルダクトン、ダイアート、ダイアモックス他、（ダイアモックスは緑内障治療でも使われます）

## 7：いぼ

漢方薬の**薏苡仁湯**がよく使われます。禁止物質「麻黄」がはいっています。

## 8：漢方薬

漢方薬は健康保険が適用になり、広く使われています。またドラッグストアでも販売されています。以下、禁止物質が入っているものですから注意ください。

**禁止物質「麻黄」がはいっているもの**（漢方番号はツムラを表示）

1 葛根湯	28 越婢加朮湯	63 五積散	127 麻黄附子細辛湯
2 葛根湯加川きゅ辛夷	52 薏苡仁湯	78 麻杏薏甘湯	葛根加朮附湯
19 小青竜湯	55 麻杏甘石湯	85 神秘湯	桂麻各半湯
27 麻黄湯	62 防風通聖散	95 五虎湯	桂芍知母湯

**その他禁止物質がはいっているもの**

51 潤腸湯・64 炙甘草湯・126 麻子仁丸

## 9：脱毛症

外用剤（商品名：リアップ等）は禁止物質ではありません。世界的に使用されている男性脱毛治療薬プロペシア錠は男性のみ禁止ではなくなりました。

しかし、**女性が使用することは依然として禁止されています。**

## 10：栄養ドリンク、ダイエットサプリメント

滋養強壮をうたうものには、禁止物質「**テストステロン（男性ホルモン）**」が入ったものがあります。商品名：**プリズマホルモン他**。また、エステ向けで「**むくみをとる**」効果を宣伝するサプリメントがあります。この主成分は**利尿剤が主**です。また、ダイエット効果を宣伝するものに「**エフェドリン**」がはいっているサプリメントがありますから注意してください。

上記記載の禁止物質は、ほんの一部です。また定期的に更新されています。メール、FAXにて下記に問い合わせください。

FAX：03-6457-1857（JDSF事務所）

メール：seiichi.furuse@jdsf.or.jp（JDSFアンチ・ドーピング委員会）

## 【 ダンススポーツグランプリ大会規程 】

本規程は、ダンススポーツグランプリとしての競技会の運営方法およびダンススポーツランキングについて定める。ダンススポーツグランプリの競技会を主催および主管する場合は本規程を遵守しなければならない。

(目的)

第1条 本大会は下記の目的に従い行うこととする。

- (1) ダンススポーツのトップ技術集団としてダンススポーツの模範となること。
- (2) 競技選手の技術の向上を図る。
- (3) 競技選手人口の拡大を図る。

(ダンススポーツグランプリ大会とは)

第2条 ダンススポーツグランプリ大会とは、競技規則第7条の2に規定する競技会で、JDSFダンススポーツランキング対象となる競技区分（以下グランプリという）が行われる競技会とする。

(大会の主催)

第3条 本大会は、原則として公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFという）主催とする。各ブロックは、大会運営の主管となることとする。前記以外の場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得ることとする。

(大会の主催地)

第4条 本大会は第3条に基づき、本部または各ブロックの管轄所在地での開催を原則とする。大会開催希望地が本条に適合しない場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得るものとする。

(大会のタイトル)

第5条 本大会の大会タイトルは下記に従うこと。必要によりメインタイトル、サブタイトルを用いることができる。

1. メインタイトル

メインタイトルは和文、英文のいずれを用いてもよいこととする。

(1) 和文タイトル

「ダンススポーツグランプリ in OO」とする。

OOについては開催地、ブロック名を入れることを原則とするが、各主管にて特別な名称を用いてよいこととする。

(2) 英文タイトル

(例) 「DanceSport Grand Prix in OO」

(3) 各主管の判断で和文、英文を併用したタイトルを設定することができる。但しこの場合は、JDSF業務執行理事会の承認を得ることとする。

2. サブタイトル

サブタイトルは各主管が設定できる。但し、JDSF業務執行理事会の承認を得るものとする。

(大会の競技区分)

第6条

1. 本大会の競技区分の内、グランプリとする競技については以下のとおりとし、JDSF業務執行理事会の決定を経て前競技年度終了までに発表する。

- ① スタンダード競技：三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権スタンダード競技、およびその他のグランプリ5大会のうちスタンダード競技グランプリとなった3大会の計4大会
- ② ラテン競技：三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権ラテン競技、およびその他のグランプリ5大会のうちラテン競技グランプリとなった2大会の計3大会

2. グランプリ以外の競技区分についてはJDSF業務執行理事会の承認を得て決定する。

(審判員)

第7条

1. 本大会の審判員は下記のとおりとする。
  - 1) グランプリ  
WDSF公認審判員、JDSF公認審判員または他団体審判員。  
審判員は7名以上とする。  
ただし、WDSF公式競技会および新審判基準が適用される競技会はそれぞれの実施規程に従う。
  - 2) その他はJDSFの定める規程による。
2. 審判員の審判料および交通費、宿泊費  
審判料 (1) WDSF公認審判員  
審判料・・・WDSFとJDSFとの申し合わせに基づく  
交通費・・・支給する 宿泊費・・・支給する  
(2) JDSF公認審判員  
審判料・・・JDSF規程に基づく  
交通費・・・支給する 宿泊費・・・支給する  
(3) 他団体審判員  
審判料・・・他団体とJDSFとの申し合わせに基づく  
交通費・・・支給する 宿泊費・・・支給する

(服装)

第8条 本大会の服装は下記の通りとする。

1. 出場選手  
グランプリ、JDSF規程による。 その他はJDSFの定める規程による。
2. 審判員  
正装または平服 (平服：JDSF規定のネクタイ、スカーフを着用する。)

(シード選手)

第9条 本大会を開催するにあたり、大会主管は、シード選手を設定しなければならない。シード選手の選考基準などについては以下のとおりとする。

1. シード選手の適用範囲
  - 1) 競技区分 グランプリに適用する。
  - 2) シード選手の所属  
JDSF登録の選手に適用する。  
JDSF登録以外の選手をシードする場合はJDSF業務執行理事会の承認を得る。
  - 3) 国内シード選手の選考基準  
前回のグランプリの準決勝入賞者および前年度ダンススポーツランキング上位2組、但し、グランプリを公認欠場した場合およびスタンダード、ラテン両部門に出場できない競技会で片方に出場するために欠場せざるを得なかった場合、シード権は次回まで有効とする。
2. シード選手の旅費、宿泊費および出場料  
出場料のみ免除する。これは試合に出場した時点で免除が確定する。大会主管より返金されるものとする。  
申し込みして欠場の場合は返金されない。  
※シード選手は、エントリーしたにも係わらず自己の都合などにより欠場を行う際には、欠場の連絡を行うことを義務とする。
3. シードの実施(第1次予選の免除)  
グランプリにおいてリダンスが適用されない場合、シード選手は2次予選から出場する。ただし、3次予選以上が行われる場合にのみ適用する。

(大会役員)

第10条 大会役員の日当、交通費、宿泊費について下記の通り定める。

1. JDSF本部派遣役員
  - 1) 派遣手続き：JDSF業務執行理事会の承認を経て派遣を行う。
  - 2) 日当、交通費、宿泊費：JDSF旅費規程に従い、支給する。
  - 3) 会計所管：JDSF

2. 大会実行委員会役員

- 1) 選出手続き：大会実行委員会の決定に委ねる。
- 2) 日当、交通費、宿泊費：大会実行委員会の決定に委ねる。
- 3) 会計所管：大会実行委員会

(ダンススポーツランキング制定方法と派遣選考)

第11条 第1条に基づき、下記の通りダンススポーツ選手の年間日本ランキングを決定するものとする。

1. ダンススポーツランキング対象競技区分

JDSFが認めたダンススポーツランキング対象試合とする。

2. ダンススポーツランキングポイント付与

(1) ポイントの付与

対象競技会のポイントは、JDSF登録選手以外の選手の成績を除外した順位でJDSF登録選手を繰り上げる。下位決勝がない場合は、準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位のままとする。準決勝が13組以上の場合は、12位以下は24点より1点ずつの減点を付与する。但し、最低点を21点とする。(13位は24点、14位は23点、15位は22点、16位以下は21点の付与。JDSF登録選手以外の選手が含まれる場合はその組だけ切り上がったポイントとなる。) リダンスは予選の数としてカウントしない。またリダンスを行う場合の最終予選は準々決勝とし、ポイントは20点とする。

グランプリ 順位	ポイント	備 考			
		賞状	副賞	メダル	トロフィーまたは楯
1位	80点	有	50,000円程度	金メダル	
2位	75点	有	40,000円程度	銀メダル	
3位	70点	有	30,000円程度	銅メダル	
4位	65点	有	20,000円程度	無	有
5位	60点	有	20,000円程度	無	有
6位	55点	有	20,000円程度	無	有
7位	50点	無	無	無	無
8位	45点	無	無	無	無
9位	40点	無	無	無	無
10位	35点	無	無	無	無
11位	30点	無	無	無	無
12位	25点	無	無	無	無
4次	20点	無	無	無	無
3次	15点	無	無	無	無
2次	10点	無	無	無	無
1次	5点	無	無	無	無
準々決勝	20点	無	無	無	無

注1 準々決勝はリダンスのある場合の最終予選

注2 グランプリが派遣と重なった場合(派遣競技会開催日±2日)はその国内試合は公認欠場とする。

なお派遣は「国際派遣選手選考競技会規程」に基づき派遣する競技会とする。

(2) 年間ランキングは、第6条1の対象競技会のポイントのうち、各組上位2競技会のポイントの合計点で決定する。(同点の場合は同順位とする。) ただし、対象競技会が年間2回以下の開催の年は、公認欠場の場合、前年以降の直前出場グランプリのポイントを付与する。

(大会報告の義務)

第12条 大会主管は大会終了後3ヶ月以内に、大会の全成績を競技部へ、収支についてはJDSF業務執行理事會に報告しなければならない。

(利益・損失)

第13条 本大会で得た利益または損失については大会主催団体に帰属する。

補足

ADSF、WDSF公式戦となる場合は、ワールドネームを申込書に書かせ、シラバスに載せるようにする。

## 【 J D S F ブロック選手権大会実施規程 】

(目的)

第1条 本規程はブロック選手権大会の具体的な実施方法を定める事を目的とする。

(大会の主催)

第2条 本大会の主催は原則として、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFという）各ブロックとする。主管となる組織は各都道府県組織とする。

(大会名)

第3条 大会名は大会固有の名称を使用することができるが、サブタイトルにJDSFブロック規程に定められたブロック名を必ず入れる。

(競技区分)

第4条 本大会においては下記の競技区分により構成するものとし、区分1の他に2～4のいずれかを盛り込まなければならない。これを変更する場合はJDSF競技本部の承認を得る。

- 1 ブロック選手権（JDSFA級戦とする）
- 2 JDSFB級～D級戦 1級戦～3級戦
- 3 シニアⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、各A～D級戦
- 4 ジュニア戦

(実行委員会)

第5条 行委員長及び副実行委員長はブロック運営委員会において任命する。実行委員長は任命を受けた後、速やかに実行委員会を結成し、実行委員名簿、大会要項と予算書を開催日5ヶ月前までにブロック運営委員会に提出し、競技本部の指導を受ける。

(ブロック運営委員会承認)

第6条 ブロック運営委員会は、第5条の申請について、その適正を審査し、実行委員長に承認を与える。

(JDSF公認手続き)

第7条 運営委員会の承認後、実行委員長は開催日3ヶ月前迄に、JDSF公認手続きを行わなければならない。

(審判員及び人数)

第8条 ブロック選手権の審判員はJDSF公認審判員7名以上とし、他団体審判員を含めることができる。その他はJDSFの定める規程に従う。

(競技に関する事項)

第9条 競技種目、フィガー規程、服装等の競技に関する事項はJDSF競技規則、競技規程によるものとする。

(大会会長)

第10条 ブロック選手権大会の大会会長は、ブロック運営委員会委員長とする。

(実行委員会役員)

第11条 実行委員会役員の日当、交通費及び宿泊費は実行委員会の決定に委ね、会計所管は実行委員会とする。

(報告の義務)

第12条 実行委員長は競技会終了後、2週間以内に下記書類をJDSF競技本部に提出しなければならない。

1. 競技会結果報告書及び添付書類
2. ランキングポイント集計表
3. 大会プログラム

(会計報告)

第13条 会計報告書は大会終了後3ヶ月以内にブロック運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

(利益・損失)

第14条 本大会で得た利益または損失は大会主催団体の帰属とする。

## 【 都道府県対抗「全国ダンススポーツ」大会規程 】

### 総 則

本大会は1992年、旧日本社会人ダンス連盟（NSDR）による「全国社会人スポーツダンス大会・団体戦」として開催されてきた。1998年長野大会より将来の国体参加ならびに団体戦を基調とした新しいダンススポーツ大会を目指すため大会名称を都道府県対抗「全国ダンススポーツ大会」と改め、旧日本アマチュアダンス協会（JADA）より移管したものである。

本規程の制定にあたり、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟の主催競技会として適切かつ効率的な大会を開催するためその運営方法について定める。

道府県対抗戦を主催および主管する場合は本規程を遵守しなければならない。

### （目的）

第1条 本大会は、将来の国民体育大会におけるダンススポーツ種目の採用をめざし、都道府県対抗による団体戦競技の普及を図るとともに、各都道府県加盟団体における選手育成・強化ならびにダンススポーツ底辺拡大に寄与し、かつ国民のダンススポーツによる体育の向上を目指すものとする。

### （大会の主催および主管）

第2条 1. 本大会は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下：JDSFという）の主催とする。  
2. 開催地の加盟都道府県団体は本大会を主管する。

### （開催日および開催地）

第3条 1. 開催は毎年1回とする。  
2. 開催地は原則として当該年の国体開催地とする。  
但し、JDSF業務執行理事会において開催が困難と判断した場合はこの限りではない。  
その場合、新たな開催地はJDSF業務執行理事会が決定する。  
3. 開催地の重複は妨げない。

### （大会の名称）

第4条 本大会の名称は下記に定める。

#### （正式名称）

内閣総理大臣賞 「都道府県対抗 全国ダンススポーツ大会」 in ○○○  
とする。○○については開催都道府県名入れる。

### （開催競技）

第5条 本大会は、別途定める「JDSF 都道府県対抗戦における団体戦規程」にもとづく団体戦競技を行うものとする。  
但し、JDSF 公認・承認競技会を併催することが出来る。

### （審判員）

第6条 本大会の審判員はJDSF公認審判員5名以上とする。

### （団体戦選手手選考）

第7条 別途定める実施要綱に則り、加盟団体代表者の推薦によるものとする。

### （団体戦申込み方法）

第8条 別途定める実施要領に則り、加盟団体が一括してこれを行う。

### （参加費用負担）

第9条 団体戦出場にかかわる費用は加盟団体負担とする。  
但し、個人負担部分については加盟団体の裁量に委ねることとする。

(実行委員長)

第10条 JDSF業務執行理事会は実行委員長を指名し、実行委員長は直ちに実行委員会を組織し、JDSF業務執行理事会の承認を得なくてはならない。但し、実行委員長は原則としてJDSF執行委員から選出する。

(実行委員会の構成)

第11条 実行委員会は必要に応じて開催主管実行委員会を置くことができる。

実行委員会は開催主管団体と協議し、開催主管団体の推薦により開催主管実行委員長を委託する。

実行委員会は、原則として実行委員長、競技本部長、普及本部長、各ブロック運営委員長、事務局長、総務部長ならびに開催主管実行委員長とする。また、必要に応じて、適材な実行委員を任命することができる。

(実行委員会の職務)

第12条 1. 本部委員会は、下記の項目を担当する

- ① 内閣総理大臣賞等の申請手続き等ならびに対外的な後援・協賛名義申請手続き。
- ② 全国加盟団体に対する参加協力要請
- ③ 全国的なスポンサーならびに協賛金等の依頼ならびに運用資金の確保
- ④ その他大会に関する対外的な業務

2. 開催主管実行委員会は下記の項目を担当する

- ① 開催主管大会実行委員会組織化ならびに大会運営役員の選任
- ② 大会事務局業務(出場申込みならびに会計業務等)
- ③ 大会準備ならびに大会運営実施全般
- ④ ローカルなスポンサーならびに協賛金等の依頼ならびに運用資金の確保
- ⑤ その他、本部実行委員会と連携し相互に業務を分担する。

(大会役員)

第13条 大会役員の日当、交通費、宿泊費について下記の通り定める。

1. JDSF本部派遣役員

- (1) 派遣手続：JDSF業務執行理事会の承認を経て派遣を行う
- (2) 旅 費：JDSF旅費規程に従い、JDSFより支給する。
- (3) 会計所管：JDSF会計

2. 大会実行委員会役員

- (1) 選出手続き：大会実行委員会の決定に委ねる
- (2) 日当、交通費、宿泊費：大会実行委員会の決定に委ねる
- (3) 会計所管：大会実行委員会会計

(大会報告の義務)

第14条 委員長は大会終了後3ヶ月以内に、収支決済についてはJDSF業務執行理事会に報告しなければならない。

(利益・損失)

第15条 本大会で得た利益または損益については大会主催団体に帰属する。

## 【 都道府県対抗全国ダンススポーツ大会団体戦規程 】

### (目的)

第1条 本規程は、国民体育大会（国体）のダンススポーツ競技種目採用を目指した「都道府県対抗全国ダンススポーツ大会」団体戦に関する規程について定めるものである。

### (団体戦の構成ならびに選手資格)

第2条 団体戦は都道府県加盟団体をもって構成し、その所属会員により第4条により構成する。  
また、実行委員会の判断により1団体につき複数を構成出場させることができる。  
但し、最大3構成（チーム）以内とし、その場合は独立した団体として扱うこととする。  
当面、複数都道府県連合チームも可とする。

### (出身地からの出場)

第3条 選手は前条に定めるによる以外に、出身の都道府県からも出場もできる。  
但し、その出身都道府県の推薦を受けた者に限る。

### (団体戦競技の構成)

第4条 都道府県のダンススポーツ競技を代表する選手にて構成する。  
スタンダード部門、ラテン部門それぞれに構成することができる。  
選手は、同一部門あるいは部門にまたがり2種目まで出場出来る。（組相手を替えても構わない）  
選手は、当日の個人戦にエントリーしなければならない。（ただし、少年A、B区分は除く）  
種目および年齢構成ならびに選出基準については以下に定める。ただし、都度見直す。

ス	種 目	呼 称	選出組数	出場資格（年齢）
タ ン ダ ー ド	ワルツ	少年A、B	各1組	当面、高3以下、同性同士可
	タンゴ	シニアⅡ		年末年齢45歳以上と40歳以上
	スローフォックストロット	成 年		大学生以上、詳細は欄外参照
	クイックステップ	少年A、B		当面、高3以下、同性同士可
	ヴィエニズワルツ	フリー		年齢オープン
ラ テ ン	サンバ	少年A、B	各1組	当面、高3以下、同性同士可
	チャチャチャ	少年A、B		当面、高3以下、同性同士可
	ルンバ	シニアⅡ		年末年齢45歳以上と40歳以上
	パソドブレ	成 年		大学生以上、詳細は欄外参照
	ジャイブ	フリー		年齢オープン

少年B：当該開催年の16年前の4月2日～当該開催年の14年前の4月1日の期間に生まれた者（高1・中3）

少年A：当該開催年の18年前の4月2日～当該開催年の16年前の4月1日の期間に生まれた者（高3・高2）

成 年：当該開催年の18年前の4月1日以前に生まれた者

### (選出方法)

第5条 前条を構成するにあたり、加盟団体は構成区分による予選を行ない代表を選出する。  
また、直近の都道府県主催競技会の成績ならびに加盟団体の推薦をもって代える事ができる。

### (競技方法)

第6条 競技方法は第2条の構成区分により、団体（チーム）単位の競技とする。  
スタンダードチーム、ラテンチーム毎に各種目の集計（予選・準決勝はチェック法、決勝はスケータィング）によるチーム単位での予選通過とする。（リダンスを行うことができる。）  
下位決勝戦を実施し12位までの順位を確定する。但し、背番号ほかその団体を明確に表わすものを選手に装着する。



(団体成績の算出方法)

第7条 団体成績は、第6条で定めた競技方法による団体単位の順位をもって団体成績とする。

(成績および表彰)

第8条 表彰は前条に定めるスタンダード、ラテン毎の部門成績ならびにスタンダード、ラテン総合による団体戦総合成績をもって表彰する。

(内閣総理大臣賞の授与)

第9条 前条の団体戦総合優勝の団体に授与する。

(参加費ならびに選手旅費)

第10条 団体戦、ならびに選手に懸る費用については、加盟団体の負担とする。  
ただし、選手個人への費用分担は加盟団体の事情によるものとする。

(その他付帯事項)

第11条 本規程の定める以外については、実行委員会にて決定する。

(本規程の改廃)

第12条 本規程は業務執行理事会の承認をもって競技部において改廃することができる

## 【 ブロックランキング規程 】

本規程は、JDSF登録選手に対して、年間ブロックランキングを与え、ブロック内ダンススポーツ選手の順位を示すものである。

(目的)

- 第1条 1 地域のダンススポーツの振興と発展を図る。  
2 競技選手の技術レベルの向上を計る。

(ランキングの付与)

第2条 第1条及び第2条に基づき以下のとおり年間ランキングを付ける。

- 1 年間ランキング対象競技会は、ブロック選手権(PDブロック選手権含む)、ブロックが認定した各都府県組織主催の公認競技会(4種目以上の競技会)とする。
- 2 年間ランキングポイント基準は、別表1による。
- 3 対象競技会のポイントは、JDSF登録の各ブロック所属選手のみの順位で、ブロック外の選手の成績を除外して、準決勝までの所属ブロックの選手を繰り上げる。(準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。)
- 4 順位の繰上げを行うのは、準決勝以上とする。
- 5 準決勝が13組以上の場合、12位未満は24点より1点ずつ減点し、最低点を21点とする。(13位は24点、14位は23点、15位は22点、16位は21点とする。)
- 6 対象競技会のうち、各人上位2競技会のポイントの合計点で決定する。

別表1

				ブロック選手権	他の公認競技会
1位				80	70
2位				75	65
3位				70	60
4位				65	55
5位				60	50
6位				55	45
7位				50	40
8位				45	35
9位				40	30
10位				35	25
11位				30	20
12位				25	15
1次	最終予選			20	10
	1次	2次	3次	15	5
		1次	2次	10	3
			1次	5	1

参加組数が6組に満たない競技会における得点は加算しない。

(その他)

第3条 その他本規程で定め無き事項はJDSF業務執行理事会で決定する。

## 【 都道府県ランキング規程 】

本規程は、JDSF登録選手に対して、年間の各都道府県ランキングを与え、各都道府県のダンススポーツ選手の順位を示すものである。各種の代表選手の選考には本規程を用いる。

(目的)

- 第1条 1 地域のダンススポーツ振興と発展を図る。  
 2 競技選手の技術レベルの向上を計る。  
 3 県代表の派遣選手選考の基準の一つとする。

(年間ランキングの付与)

第2条 第1条及び第2条に基づき以下のとおり年間ランキングを付ける。

- 1 年間ランキング対象競技会は、各都道府県選手権、及び都道府県が認定した公認競技会とする。
- 2 年間ランキングポイント基準は、別表1による。
- 3 対象競技会のポイントは、JDSF登録の各都道府県所属選手のみでの順位で、都道府県外の選手の成績を除外して、準決勝までの都道府県の選手を繰り上げる。(準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。)
- 4 順位の繰上げを行うのは、準決勝以上とする。
- 5 準決勝が13組以上の場合、12位以下は24点より1点ずつ減点し、最低点を21点とする。
- 6 対象競技会のうち、各人上位2競技会のポイントの合計点で決定する。

別表1

				都道府県選手権	他の公認競技会
1位				80	70
2位				75	65
3位				70	60
4位				65	55
5位				60	50
6位				55	45
7位				50	40
8位				45	35
9位				40	30
10位				35	25
11位				30	20
12位				25	15
1次	最終予選			20	10
	1次	2次	3次	15	5
		1次	2次	10	3
			1次	5	1

参加組数が6組に満たない競技会における得点は加算しない。

(その他)

第3条 その他本規程で定め無き事項は各都道府県役員会議で決定する。

## 【 都道府県シニアⅠ・シニアⅡ・シニアⅢ・シニアⅣランキング規程 】

本規程は、将来の国民体育大会に備えて行われる都道府県別対抗団体戦の選手選考基準の基礎となる規程とし、JDSFシニアⅠ・シニアⅡ・シニアⅢ・シニアⅣ（以下シニア系という）登録選手に対して、年間の各都道府県ランキングをそれぞれに与え、シニア系登録選手の各都道府県における順位を示すものである。各種の代表選手の選考には原則として本規程を用いる。

（目的）

- 第1条 1 地域のダンススポーツ振興と発展を図る。  
 2 競技選手の技術レベルの向上を計る。  
 3 シニア系県代表選手の派遣選手選考基準の一つとする。  
 4 国体の種目にダンススポーツが取り入れられる素地を作る。

（年間ランキングの付与）

- 第2条 第1条及び第2条に基づき以下のとおり年間ランキングを付ける。  
 1 年間ランキング対象競技会は、都道府県各シニア系選手権（公認各シニア系A級戦）、及び都道府県内で開催される都道府県連盟が認定したクラスオープンの各シニア系競技会とする。  
 2 年間ランキングポイント基準は、別表1による。  
 3 対象競技会のポイントは、JDSF登録の各都道府県所属選手のみでの順位で、都道府県外の選手の成績を除外して、準決勝までの都道府県の選手を繰り上げる。（準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。）  
 4 順位の繰り上げを行うのは、準決勝以上とする。  
 5 準決勝が13組以上の場合、12位以下は24点より1点ずつ減点し、最低点を21点とする。  
 6 対象競技会のうち、各人上位2競技会のポイントの合計点で決定する。

別表1

				都道府県シニアⅠ・シニアⅡ・シニアⅢ・シニアⅣ各選手権	都道府県内開催クラスオープンのSⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ各競技会
1位				80	70
2位				75	65
3位				70	60
4位				65	55
5位				60	50
6位				55	45
7位				50	40
8位				45	35
9位				40	30
10位				35	25
11位				30	20
12位				25	15
1次	最終予選			20	10
	1次	2次	3次	15	5
		1次	2次	10	3
			1次	5	1

参加組数が6組に満たない競技会における得点は加算しない。

（その他）

- 第3条 その他本規程で定め無き事項は各都道府県役員会議で決定する。

## 【 公認審判員規程 】

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（以下JDSF競技規則という）にしたがい、JDSF加盟団体が主催する公認競技会及び承認競技会（以下JDSF競技会という）の審判員について、及びWDSF公認審判員候補の推薦について定めることを目的とする。

(JDSF競技会の審判員)

第2条 JDSF競技規則第26条により、JDSF競技会における審判員は、特にJDSFが承認した場合を除き、この規程によって登録された審判員（JDSF公認審判員という）によらなければならない。

(JDSF公認審判員の等級)

第3条 次の3等級に区分する。

- 1 A級公認審判員
- 2 B級公認審判員
- 3 C級公認審判員（平成26年より募集打ち切り）

(JDSF公認審判員の競技歴)

第4条 JDSF公認審判員は、次の資格を持った現役引退者でなければならない。

- 1 A級公認審判員は、スタンダード、ラテンのうちどちらか年間全国ダンススポーツランキング12位以内の成績を2回以上獲得の経験を有する者か、全日本選手権10ダンスにおいて決勝2回以上入賞の経験を有する者、及びそれと同等以上の者。
- 2 B級公認審判員は、スタンダード、ラテンのうちどちらか以下のいずれかに該当する者、及びそれと同等以上の者。
  - 1) 年間全国ダンススポーツランキング36位以内の成績(又はランキングポイント15点以上)を2回以上獲得の経験を有する者。
  - 2) 年間ブロックランキング6位以内の成績を1回以上獲得の経験を有する者。
  - 3) 年間ブロックランキング12位以内、又は、関東甲信越ブロック36位以内の成績を2回以上獲得の経験を有する者。
  - 4) 全日本選手権シニアI、シニアI選考会、全日本選手権シニアIIにおいて決勝2回以上入賞の経験を有する者。

(審判できる範囲)

第5条 審判できる範囲を次のように区分する。

- 1 A級公認審判員は、国内JDSF競技会のすべて。
- 2 B級公認審判員は、B級以下のJDSF競技会及びシニア系の選手権。
- 3 C級公認審判員は、C級以下のJDSF競技会。

(申請資格基準)

第6条 第4条の競技歴を有するほか、次の各項のすべてに該当しなければならない。

- 1 JDSF会員登録をしている25歳以上65歳未満（申請時）の者。
- 2 現役選手を引退し、国内、海外を問わず公の場での採点の対象となる如何なる競技会にも出場していないもの。但し模範演技、JDSF傘下団体・JDSF会員拡大パーティーでの余興的競技会は除く。
- 3 JDSF及び所属団体の規約規程類に照らし、重大な違反歴がない者。

(資格審査)

第7条 認定申請を受けて、審判部において資格審査を行い、その結果を申請団体に通知しなければならない。なお、資格審査は年1回以上行うことを原則とする。

(初期研修)

第8条 前条の資格審査に合格した者は、次の初期研修を受け、これに合格しなければならない。  
但し、他団体審判員においてはこれを免除する。

- 1 審判基準、ダンス理論、競技規則、採点管理、競技運営、審判員として心構え等の研修
- 2 審判実技研修
- 3 その他

(公認審判員登録)

第9条 第7条の資格審査に合格し、前条の初期研修を終了した者は、資格認定委員会の審議を経て、JDSF公認審判員として登録しなければならない。

(審判員会費)

第10条 公認審判員会費については別に定める。

(定期研修と臨時研修)

第11条 登録された審判員は、審判部の年1回以上実施する定期研修、及び必要に応じて実施する臨時研修を受けなければならない。

(罰則)

第12条 登録された審判員が、次の各号に該当する場合は、登録の取り消し、相当期間の資格の停止、戒告等を行う。これらの決定は業務執行理事会の承認を経て、会長がこれを行う。

- 1 選手等から金品の授受、供給を受けたとき。
- 2 公認審判員としての品位を著しく傷つけたとき。
- 3 JDSFが事前に審判を承認していない競技会の審判を敢えて行ったとき。
- 4 JDSFの規約、規程等に重大な違反行為があったとき。
- 5 競技者支援要員としてドーピング検査違反にかかわった場合、日本ドーピング防止規程により審判員資格を永久停止する。また、本連盟ドーピング防止規則により、与えた損害についてはJDSFの請求に従い賠償するものとし、状況によってJDSFは罰金を科す。
- 6 申請の内容に重大な不正があったとき。
- 7 第6条の申請資格基準を満たさなくなったとき。
- 8 JDSFの決定した事項に従わなかったとき。
- 9 その他、審判の起用に対する要求をしたとき、審判の依頼に対して不当な理由で断ったとき。

(弁明)

第13条 前条により、罰則を受けた者が、その決定に異議ある場合は、業務執行理事会において弁明することができる。

(公認審判員の昇級)

第14条 第4条に関わらず、審判の経験、技量、見識に優れていると認められた公認審判員は、審判部が推薦し、資格認定委員会の審議を経て、昇級することができる。  
昇級に関する事項は別に定める細則によるものとする。

(WDSF公認審判員候補推薦)

第15条 WDSF公認審判員候補推薦に関しては、別に定める細則によるものとする。

(公認審判員の定年および再任用)

第16条 審判員の継続登録が出来るのは、75歳以下の者とする。(平成27年末より)  
ただし、本人の希望により再任用されることがある。再任用を希望する審判員は、審判部が定める実地研修、試験(実地研修でのチェック項目など)を受け、これに合格しなければならない。また、再任用は3年毎の更新を必要とする。

(公認審判員の派遣)

第17条 主催団体からの公認審判員の派遣依頼を受けて、JDSFは公認審判員を派遣する。人選は審判部で協議し、審判部長がこれを行う。

(派遣費)

第18条 派遣費用は、JDSFの規程に従う。

(付則)

第19条 次による。

- 1 この規程に関わらず、学連が主催する競技会については、その運営の自主性が尊重される。
- 2 第4条の現役引退者とは、昇降級に関係なくいかなる競技会にも出場していない者をいう。

(施行)

第20条 この規程は2019年8月から施行する。

## 【 公認審判員昇級に関する内規 】

(目的)

第1条 この細則は公認審判員規程第14条に基づき、審判員昇級に関する具体的なことを定めたものである。

(昇級基準)

第2条 審判員昇級の基準は以下のとおりとする。

- 1 審判員経験10年以上を有するもので、真摯な姿勢で審判を務めた者。
- 2 第11条に基づき審判部が開催する年間技術研修会(公認及び承認)に、積極的に参加し技術習得に継続的に取り組んだ者。
- 3 審判員としての見識に優れ、品位を備えていると認められる者。

(1等級昇級)

第3条 昇級は原則として1等級とする。

(但し特別に優秀と認められる者は2等級以上の昇級を認める。)

(昇級非対象者)

第4条 審判員規程第12条(罰則)に該当する行為を行った者は昇級の対象者とならない。

(昇級推薦)

第5条 審判部は、本細則第2条の3項目をすべて満たされている昇級候補者がある場合には、資格認定委員会に推薦する。

(昇級審査)

第6条 削除

(資格認定委員会承認)

第7条 審判部から推薦された昇級候補者は資格認定委員会の審議を経て昇級する。

(附則)

第8条 第5条、第6条、第7条の規定に関し、資格認定委員会の関係規定が適用されるまでの間は、なお従前の例によるものとする。



## 【 W D S F 公認審判員候補の推薦実施要領 】

本細則は、W D S F 公認審判員候補として、資格取得講習会（W D S F ジャッジコンGRESS）への受講及びW D S F 公認審判員推薦に関する具体的な取扱を定めたものである。

（W D S F 公認審判員候補受講資格要件）

第1条 W D S F 公認審判員候補としてW D S F ジャッジコンGRESSに参加受講を申請する者は、以下の要件をすべて備えていなければならない。

- 1 J D S F 公認A級審判員であること。
- 2 過去3年以上の競技会における実務審判経験および2回以上の National Championships（グランプリを含む）審判経験を積んでいること。
- 3 必要最小限の英語ができること。

第2条

<削除>

（コンGRESS受講申請）

第3条 第1条の資格要件を備えている者が、W D S F 公認審判員の資格を取得するためにW D S F ジャッジコンGRESSの受講を望む場合は、所定の申請書をコンGRESS開始2ヶ月前までに、J D S F 審判部に提出し、許可を受けなければならない。

（審査・推薦）

第4条 J D S F 審判部は、受講申請を受けて受講資格を審査し、その結果を本人に通知しなければならない。

（J D S F の推薦）

第5条 J D S F 業務執行理事会が、審判員として実績、能力ともに優れていると認める者を、本人の同意を得た上で、W D S F 審判員への推薦を行うことができる。

（J D S F 特別登録会員の推薦、登録）

第6条 J D S F 特別登録会員のW D S F 審判員への推薦及び登録に関しては、次のとおりとする。

- 1 W D S F 審判員資格取得申請者については、申請書の届出があったときに審判部において審査し、適当と認めた者をJ D S F（業務執行理事会）の承認を得たうえで、W D S F に申請する。
- 2 W D S F において公認審判員に承認された者は、J D S F 特別登録会員W D S F 公認審判員としてJ D S F に登録する。
- 3 J D S F 特別登録会員W D S F 公認審判員はW D S F 審判員登録料のほかにJ D S F で別に定めた会費を納めなければならない。

## 【 審判員派遣に関する実施要領 】

(目的)

第1条 本実施要領は、審判員規程第17条に基づき、JDSF公認・承認競技会への審判員派遣業務が競技規則及び審判部会での決定事項に則り、公正且つ迅速に行われるために明確にすることを目的とする。

(派遣担当業務)

第2条 審判部内に派遣担当係を設置し、派遣担当者がJDSF公認・承認競技会へ派遣する審判員（以下派遣審判員という）の人選を行い、審判部会に提案する。また派遣に関する実務を行う。

(派遣担当者)

第3条 派遣担当者は審判部会において審判部員から選任し、派遣担当責任者1名、派遣担当者2～3名とする。その他にブロック担当者を置くことができ、JDSF事務職員を派遣担当事務員とすることが出来る。

(役割分担)

第4条 派遣担当者の役割分担は次のとおりとする。

派遣担当責任者	派遣担当の責任者としてJDSF公認・承認競技会への審判員派遣担当業務を統括する。
派遣担当者	審判員派遣の実務を行う。
ブロック担当者	派遣担当者の依頼のもとに、ブロック内における競技会の派遣審判員候補を人選し、派遣担当者に報告する。
派遣担当事務員	派遣担当に関する事務的な処理を行う。 (審判員名簿、競技会派遣審判員名簿等の保管等)

(部会承認)

第5条 派遣審判員は審判部会の議決をもって最終決定とする。

(派遣通知)

第6条 審判部会の決定を受けて、専務理事名で審判員派遣の通知を行う。  
派遣通知は原則競技会開催2ヶ月前までとする。

(派遣審判員変更)

第7条 決定した派遣審判員の変更は原則として認めないが、正当な理由がある場合は部会の承認を得て行う。但し、緊急に変更する必要がある場合は、派遣担当責任者と審判部長の同意を得て行うことができる。また、競技会当日に変更する必要がある場合は、審判員長が決定することができる。  
主催者への変更通知は審判部長が行う。

## 【 チェアパーソン（競技長） 規程 】

### （目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則（JDSF競技規則）に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）、JDSFブロック、加盟団体及び加盟傘下団体が主催する公認競技会及び承認競技会の運営、進行を円滑に行うために、チェアパーソン（競技長）に関して定めることを目的とする。

### （チェアパーソン）

第2条 チェアパーソン（略称CP）は、本規程によって認定を受け、登録された者とする。

### （チェアパーソンの資格要件）

第3条 チェアパーソンは、次の各号に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- (1) 競技規則及び競技関連規程を充分理解し運用できること
- (2) 競技会の開催手続き、構成、運営、進行をよく理解し、タイムテーブル（進行表）を作成することができること
- (3) 公認、承認競技会当日の競技全般の責任を負うこと
- (4) 採点管理の仕組み及びスケージングシステムを十分に理解していること
- (5) 選手登録管理システム（昇降級、選手登録その他関係規程）を十分に理解していること
- (6) 各競技会における服装規程を充分理解し、選手に説明指導できること
- (7) 統括、管理指導及び協調性があり、競技会を円滑に進行できる能力を有していること

### （公認講習会及び公認研修会）

第4条 JDSFは、チェアパーソン育成のために、公認講習会及び公認研修会を開催する。

- 2 公認講習会とは、本部講師によるチェアパーソン資格認定試験を伴う講習会をいい、公認研修会とは、本部承認の地域委任講師による研修会又は本部講師による研修会をいう。
- 3 JDSFブロック及び加盟団体は、JDSFの承認を得て、公認講習会及び公認研修会を開催することができる。
- 4 公認講習会及び公認研修会は、全国又はJDSFブロック内のJDSF会員に対して参加する機会を与えなければならない。

### （チェアパーソンの認定要件）

第5条 チェアパーソンの認定要件は、次の各号による。

- (1) 競技会の企画、運営又はチェアパーソンの補佐を2回以上経験すること。ただし、このうち1回は事前に公認講習会又は公認研修会を受講することにより、これらの実務経験をしたものとして取り扱うことができる。（受験当日の公認講習会受講は含まない）
  - (2) 受験に際しては、前号の認定要件を満たしたうえで、予め本人の認定申請書及び加盟団体の推薦書を提出し、受験当日の公認講習会を受講すること
  - (3) 試験に合格すること
- 2 加盟団体は、前項第2号に定める推薦書を提出するときは、第3条に定める資格要件及び前項第1号に定める認定要件を確認するものとする。

### （チェアパーソンの認定、登録及び認定証の発行）

第6条 JDSFは、前条に定めるチェアパーソンの認定要件が満たされたと認めるときは、これを認定し、登録のうえ認定証を発行する。なお、その者が所属する加盟団体に対しても、氏名その他必要な事項を通知する

- 2 認定に必要な事項は別に定める。

(チェアパーソンの資格更新)

- 第7条 登録年度内の新規資格取得者を除き、チェアパーソンの資格を更新するには、登録年度末までに公認講習会又は公認研修会を受講しなければならない。なお、受講に際しては事前学習の上、参加すること。
- 2 正当な理由により、前項に定める公認講習会又は公認研修会を受講することができない場合は、別途、本部指定の資格更新審査の課題レポートを、登録年度末までに本部に提出し承認を得ることにより、当該資格を更新することができるものとする。
  - 3 第1項又は前項に定める更新手続きを登録年度末までに実施しない場合は、当該資格は抹消されるものとする。

(チェアパーソンの責務)

- 第8条 チェアパーソンは、次の責務を負うものとする。
- (1) チェアパーソンは、他の大会役員と緊密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するため、的確な指導と統率に努めなければならない。
  - (2) JDSF、JDSFブロック又は加盟団体の開催する競技関連講習会、その他の競技に関する諸企画には、積極的に参画する。
  - (3) 競技会運営の重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

(加盟団体の留意事項)

- 第9条 加盟団体は、競技会運営に関し、次の事項に留意するものとする。
- (1) 競技会運営の重要性を認識しチェアパーソン及び競技会運営従事者の育成、指導に努めること
  - (2) 所属する有資格者を常に把握し、的確な均衡のとれた管理、運用を図ること

(資格の喪失)

- 第10条 JDSFは、チェアパーソンが次のいずれかに該当したときは、資格を取消することができる。
- (1) 第3条に定める、チェアパーソンの資格要件を欠くと認められる事実のあるとき
  - (2) 第8条に定める、チェアパーソンの責務を遂行していないと認められるとき
  - (3) チェアパーソンとして不相当と認められる行為のあるとき
  - (4) 第7条第3項に定める資格の抹消が適用されたとき
  - (5) JDSF会員を退会したとき

注) ここで言う、「登録年度」は、4月から翌年3月を指す

## 【 チェアパーソン（競技長）認定要領 】

（認定申請書及び推薦書）

第1条 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟チェアパーソン規程（以下「規程」という）第5条第1項第2号に定める認定申請書・推薦書は様式第1号によるものとする。

（公認講習会又は公認研修会の開催申請・報告）

第2条 規程第4条に定める公認講習会又は公認研修会を主催若しくは主管しようとするときは、競技資格部に対し、原則として3ヶ月前までに様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）開催申請書」を提出するものとする。

- 2 主催者又は主管者は、前項の公認講習会又は公認研修会が終了した場合は、競技資格部に対し、速やかに同じ様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）報告書」を提出するものとする。この場合、領収証等（JDSF予算使用の場合に限る）及び「受講者名簿」を添付するものとする。

（公認講習会及び公認研修会の認定並びに講師派遣）

第3条 前条に定める公認講習会及び公認研修会の認定、並びに講師派遣の選定は、競技資格部長が行う。

（チェアパーソンの資格認定提案等）

第4条 競技資格部は、チェアパーソンの資格認定提案等を行うため、次の事項を審議する。

- （1）規程第5条第1項第3号に定める試験の可否に関する事
- （2）規程第7条第2項に定める資格更新にかかる抹消に関する事
- （3）規程第10条に定める資格喪失の適用に関する事

- 2 競技資格部長は、前項の審議結果に基づき、資格認定委員会に認定提案等を行うものとする。

（資格認定委員会による認定）

第5条 資格認定委員会は、前条に基づき、チェアパーソンの認定提案等があったときは、内容を調査し、認定の可否を競技資格部に通知するものとする。

（公認競技長の登録及び認定証の発行に必要な内容通知）

第6条 資格認定委員会からチェアパーソンの認定等通知があったときは、競技資格部長は管理部に対し、登録及び認定証の発行に必要な内容を通知する。

## 【 スクルティニア（採点管理者） 規程 】

### （目的）

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟競技規則に基づき、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下「JDSF」という）、JDSFブロック、加盟団体及び加盟傘下団体が主催する公認競技会及び承認競技会の運営、進行を円滑に行うために、スクルティニア（採点管理者）に関して定めることを目的とする。

### （競技会支援システム）

第2条 競技会支援システム（以下「支援システム」という）とは、競技会における採点管理業務を迅速かつ的確に実施することができ、さらに競技会結果による昇級、降級データ等の報告処理ができる総合システムとしてJDSFが開発したコンピューターのソフトウェアをいう。

### （スクルティニア）

第3条 スクルティニア（略称ST）とは、競技会における採点管理及び昇降級管理を円滑に行うことができ、かつ支援システムを的確に運用できるシステム知識と、コンピューター知識を有する者のうち、本規程により認定された者をいう。

- 2 スクルティニア熟練者のうち、リアル採点システム運用能力を有すると認められる者を、スクルティニア・スペシャリスト（略称STS）とする。

### （スクルティニアの職務の範囲）

第4条 スクルティニアは、公認競技会及び承認競技会における支援システムによる採点管理及び競技会結果報告（昇降級を含む）を行う。

### （スクルティニアの資格要件）

第5条 スクルティニアは、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- （1）支援システムの仕組みを充分理解し、適切に運用できること
- （2）競技会進行中に発生する支援システム運用にかかわる問題を迅速に判断し、適切に処理できること
- （3）第1号及び前号の項目を円滑かつ適正に行うために必要な統率力、管理指導力、協調性等の能力を有していること
- （4）選手登録管理システム（昇降級、選手登録その他関係規程）を充分に理解していること

### （公認講習会及び公認研修会）

第6条 JDSFは、スクルティニア育成のために、公認講習会及び公認研修会を開催する。

- 2 公認講習会とは、本部講師による運用資格者認定試験を伴う講習会をいい、公認研修会とは、本部承認の地域委任講師による研修会又は本部講師による研修会をいう。
- 3 JDSFブロック及び加盟団体は、JDSFの承認を得て、公認講習会及び公認研修会を開催することができる。
- 4 公認講習会及び公認研修会は、全国又はJDSFブロック内のJDSF会員に対して参加する機会を与えなければならない。

### （スクルティニアの認定要件）

第7条 運用資格者の認定要件は、次の各号による。

- （1）支援システム実務による事前設定又は当日運用の補佐を2回以上経験すること。ただし、このうち1回は事前に公認講習会又は公認研修会を受講することにより、これらの実務経験をしたものとして取り扱うことができる。（受験当日の公認講習会受講は含まない）
- （2）受験に際しては、前号の認定要件を満たしたうえで、予め本人の認定申請書及び加盟団体の推薦書を提出し、受験当日の公認講習会を受講すること
- （3）試験に合格すること

- 2 加盟団体は、前項第2号に定める推薦書を提出するときは、第5条に定める資格要件及び前項第1号に定める認定要件を確認するものとする。

(スクルティニアの認定、登録及び認定証の発行)

- 第8条 JDSFは、前条に定めるスクルティニアの認定要件が満たされたと認めるときは、これを認定し、登録のうえ認定証を発行する。なお、その者が所属する加盟団体に対しても、氏名その他必要な事項を通知する。
- 2 認定に必要な事項は別に定める。

(スクルティニアの資格更新)

- 第9条 登録年度内の新規資格取得者を除き、スクルティニアの資格を更新するには、登録年度末までに公認講習会又は公認研修会を受講しなければならない。なお、受講に際しては事前学習の上、参加すること。
- 2 正当な理由により、前項に定める公認講習会又は公認研修会を受講することができない場合は、別途、本部指定の資格更新審査の課題レポートを、登録年度末までに本部に提出し、承認を得ることにより、当該資格を更新することができるものとする。
  - 3 第1項又は前項に定める更新手続きを年末までに実施しない場合は、当該資格は抹消されるものとする。

(スクルティニアの責務)

- 第10条 スクルティニアは、次の責務を負うものとする。
- (1) チェアパーソンその他、大会関係者と緊密な連携を保ち、競技会の円滑な運営を確保するため、支援システム運用を、円滑かつ適正に行うよう努めなければならない。
  - (2) JDSF、JDSFブロック又は加盟団体の開催する競技関連講習会、その他の採点管理に関する諸企画には、積極的に参画しなければならない。
  - (3) 採点管理及び登録管理(昇降級報告)の重要性を認識し、常に自己研鑽、自己啓発に努めなければならない。

(加盟団体の留意事項)

- 第11条 加盟団体は、支援システム運用に関し、次の事項に留意するものとする。
- (1) 支援システム運用の重要性を認識し、スクルティニアの育成、指導に努めること
  - (2) 所属する有資格者を常に把握し、的確な均衡のとれた管理、運用を図ること
  - (3) 結果処理の迅速化、及び運用の適正化を図る目的で、電子メール等を用いて本部との速やかな連携がとれる体制を確立すること

(資格の喪失)

- 第12条 JDSFは、スクルティニアが次のいずれかに該当したときは、資格を取消することができる。
- (1) 第5条に定めるスクルティニアの資格要件を欠くと認められる事実のあるとき
  - (2) 第10条に定めるスクルティニアの責務を遂行していないと認められるとき
  - (3) スクルティニアとして不適当と認められる行為のあるとき
  - (4) 第9条第3項に定める資格の抹消が適用されたとき
  - (5) JDSF会員を退会したとき

注) ここで言う、「登録年度」は、4月から翌年3月を指す

## 【 スクルティニア（採点管理者）認定要領 】

（認定申請書及び推薦書）

第1条 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟スクルティニア規程（以下「規程」という）第7条第1項第2号に定める認定申請書・推薦書は様式第1号によるものとする。

（公認講習会又は公認研修会の開催申請・報告）

第2条 規程第6条に定める公認講習会又は公認研修会を主催若しくは主管しようとするときは、競技資格部に対し、原則として3ヶ月前までに様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）開催申請書」を提出するものとする。

- 2 主催者又は主管者は、前項の公認講習会又は公認研修会が終了した場合は、競技資格部に対し、速やかに同じ様式第3号による「JDSF競技資格者公認講習会（研修会）報告書」を提出するものとする。この場合、領収証等（JDSF予算使用の場合に限る）及び「受講者名簿」を添付するものとする。

（公認講習会及び公認研修会の認定並びに講師派遣）

第3条 前条に定める公認講習会及び公認研修会の認定、並びに講師派遣の選定は、競技資格部長が行う。

（スクルティニアの資格認定提案等）

第4条 競技資格部は、スクルティニアの資格認定提案等を行うため、次の事項を審議する。

- （1）規程第7条第1項第3号に定める試験の可否に関すること
  - （2）規程第9条第2項に定める資格更新にかかる抹消に関すること
  - （3）規程第12条に定める資格喪失の適用に関すること
- 2 競技資格部長は、前項の審議結果に基づき、資格認定委員会に認定提案等を行うものとする。

（資格認定委員会による認定）

第5条 資格認定委員会は、前条に基づき、運用資格者の認定提案等があったときは、内容を調査し、認定の可否を競技資格部に通知するものとする。

（運用資格者の登録及び認定証の発行に必要な内容通知）

第6条 資格認定委員会から運用資格者の認定等通知があったときは、競技資格部長は管理部に対し、登録及び認定証の発行に必要な内容を通知する。



## 【 登録管理規程 】

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下JDSFと呼ぶ）定款第3章に規定する一般会員、競技規則第8章に規定する選手、JDSFが認定する公認指導員、公認審判員、チェアパーソン（競技長）、スクルティニア（採点管理者）、認定サークル規程に規定するJDSF認定サークルの登録管理業務等の効率的な運営ならびに遂行を目的とする。

#### (組織)

第2条 前条の業務は、事務局内の管理部が所掌する。

#### (所掌事項)

第3条 管理部は、次の事項を所掌する。

- 1 会員に関する登録業務ならびに会員証等の発行
- 2 選手に関する登録業務ならびに選手登録認定証の発行
- 3 公認資格保持者に関する登録業務ならびに資格証等の発行
- 4 登録管理業務ならびに事務手続き等の管理および運営
- 5 登録管理業務に関する講習会、研修会の企画ならびに実施
- 6 会員ならびに選手等の登録に関する総合的な管理および管理資料の作成
- 7 登録管理規程に関わる違反行為等に関する措置ならびに報告
- 8 その他登録管理業務に関する一切および他部門との調整の一切

#### (都道府県連盟およびJDSFブロックにおける登録管理担当部会の設置)

第4条 管理部と連携して各都道府県連盟および各JDSFブロック内に登録管理担当部会を設置する。

#### (登録管理担当部会の運営)

第5条 登録管理担当部会の運営に関しては各都道府県連盟または各JDSFブロックで定めるものとする。

#### (権限の委譲)

第6条 各都道府県連盟および各JDSFブロック内に登録管理担当部会が設置されたときは、当該部会に次の事項に関わる業務を委託する。

- 1 都道府県連盟またはJDSFブロックの管理する会員および選手登録業務に関すること。
- 2 都道府県連盟に所属する認定サークルの管理および登録業務に関すること。
- 3 登録管理業務に関する講習会、研修会等の計画および実施に関すること。
- 4 都道府県連盟またはJDSFブロックに所属する会員、選手等の会費等の徴収および管理に関すること。
- 5 都道府県連盟またはJDSFブロックが管理する会員、選手等の登録管理業務に関すること。

### 第2章 会員および選手登録

#### (登録年度)

第7条 会員および選手の登録年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

#### (会員および選手登録手続き)

第8条 JDSF定款第7条ならびに競技規則第40条に基づき、会員および選手登録をしようとするときは、JDSF会員（選手）登録申請書を提出する。各都道府県連盟または各JDSFブロックにおける登録管理担当部会は、当該申請書の内容をJDSF総合情報システムに入力したうえで、当該申請書を3年間保管する。

- 2 J D S F選手登録との関連において、登録年度の年齢は当該年度内における満年齢とする。
- 3 登録する氏名及び生年月日は、住民票等公的証書記載の氏名とする。

(会費の納付)

第9条 各都道府県連盟および各J D S Fブロックの登録管理担当部会は、会費に関する規程に定める会員会費、選手登録料を登録年度毎に徴収し、総合情報システムに入力したうえで、請求に基づきJ D S Fへ納入するものとする。

(会員証および選手登録認定証の交付)

第10条 前条に基づき会費を納付した会員にはJ D S F会員証を、また選手登録料を納入した選手には選手登録認定証を交付する。

(会員証および選手登録認定証の取り扱い)

- 第11条 会員証は、J D S F会員たる身分を証明するものであるもので、常時携帯すること。
- 2 選手登録認定証は、公認競技会に出場するときは、必ず持参すること。
  - 3 会員証および選手登録認定証は、紛失または汚損したときは、直ちに再発行の申請をすること。
  - 4 J D S Fおよび傘下団体が行う各種催しにおいて、必要な場合に提示できること。
  - 5 新しい会員証または選手登録認定証を入手したら、古い会員証または選手登録認定証は返還するか破棄すること。

(異動届)

第12条 会員および選手は、登録事項に追加または変更が生じたときは異動届を提出すること。

(退会)

第13条 会員が退会しようとするときは、その事由を付した退会届を提出すること。

### 第3章 公認資格保持者の登録

(公認資格保持者の登録)

第14条 公認資格保持者に関する登録年度、登録手続き、会費の納付等の登録業務については、所轄する各専門部と連携のうえで別途定める。

### 第4章 記録

(データベース)

第15条 J D S Fは、事務局に会員総合データベースを置き、全会員のデータを保管・整備して、各都道府県連盟、各J D S Fブロック、および各専門部からの必要なデータの要求に応えなければならない。このデータベースに関しては、情報システム委員会の規程で別途定める。

## 【 国際派遣選手選考規程 】

(目的)

第1条 本規程はWDSF等に関するダンススポーツの国際競技会に選手を派遣する選考競技会及び選考に関する事項を明確にすることを目的とする。ただし、WDSF規程に従っていることを前提とする。

(適用競技会)

第2条 選手を派遣する国際競技会を以下のとおりとする。

- 1 a 世界スタンダード選手権、世界ラテン選手権、ワールドカップ(スタンダード、ラテン)のアダルトに関するもの。
- b アジア太平洋選手権(スタンダード、ラテン)、アジア選手権(スタンダード、ラテン)、のアダルトに関するもの。
- 2 世界ユース選手権(スタンダード、ラテン)、アジア選手権ユース(スタンダード、ラテン)アジア太平洋選手権ユース(スタンダード、ラテン)
- 3 世界シニアI選手権(スタンダード、ラテン)
- 4 世界シニアII(オープン)世界シニアIII選手権(オープン)世界シニアIV選手権(オープン)
- 5 世界10ダンス選手権、ワールドカップ10ダンス、その他の国際10ダンス競技会、世界シニアI10ダンス、世界シニアII10ダンス、世界ユース10ダンス、世界ジュニア10ダンス
- 6 世界ジュニアII選手権(スタンダード、ラテン)
- 7 オリンピック、アジア大会等オリンピック関連大会
- 8 その他

(選考となる競技会及び派遣選考基準)

第3条

1. 第2条1の競技会

a 世界スタンダード選手権、世界ラテン選手権、ワールドカップ(スタンダード、ラテン)のアダルトに関するもの。グランプリ対象戦とし、グランプリ規程のダンススポーツランキング上位より選考する。ただし、グランプリ対象競技会が年間2回以下の開催の場合は、優勝者に代表権を付与する。開催順に第1代表、第2代表とし、以降はランキングで決定する。

b アジア太平洋選手権(スタンダード、ラテン)、アジア選手権(スタンダード、ラテン)のアダルトに関するもの。

原則としてグランプリ対象戦とし業務執行理事会の決定により選考競技会を指定することができる。

2. 第2条2の競技会(世界ユース選手権等)

グランプリ大会で行われるユース1大会、オールジャパンジュニアダンススポーツカップのユース及び全日本選手権ユースを選考競技会歳、原則として代表派遣をする世界選手権開催日3か月前を起点としたポイント結果により選考する。詳細は別に定める。

3. 第2条3の競技会(世界シニアI選手権)

グランプリ大会のうちランキング対象戦の開催がない部門で第1代表選考会、第2代表選考会を開催し、その結果により選考する。

4. 第2条4の競技会(世界シニアII(オープン)、III(オープン)、IV(オープン)選手権)

全日本選手権シニアII、全日本選手権シニアIII、全日本選手権シニアIVの成績等で決定。

原則として全日本選手権シニアIIはダンススポーツフェスティバルin東京で、全日本選手権シニアIIIは都道府県対抗全国ダンススポーツ大会日本スポーツマスターズ大会で開催する。全日本選手権シニアIVは日本スポーツマスターズ大会(2021年)、西部ブロック選手権(2022年以降)で開催する。但し、業務執行理事会で変更することが出来る。

シニアIIは前年あるいは当該年の出場可能な代表選考会(三笠宮杯、グランプリ、10ダンス代表選考会を含む)の決勝入賞者。シニアIII、シニアIVは前年あるいは当該年の出場可能な代表選考会(三笠宮杯、グランプリ、10ダンス代表選考会を含む)に前年あるいは当該年に1度以上出場経験者が対象。

5. 第2条5の競技会（世界10ダンス選手権等）  
年1回の選考競技会（全日本選手権10ダンス、全日本選手権ユース10ダンス、全日本選手権ジュニア10ダンス、全日本選手権シニアI10ダンス）において選考する。但し、シニアII、シニアIII10ダンスは、出場可能な10ダンス代表選考会に前年あるいは当該年に1度以上出場経験者が対象。
6. 第2条6の競技会（世界ジュニア選手権）  
グランプリ大会のうちの1大会、オールジャパンジュニアダンススポーツカップ及び全日本選手権ジュニアを選考競技会とし、代表派遣をする世界選手権開催日3か月前を起点としたポイント結果により選考する。詳細は別に定める。
7. 第2条7の競技会（オリンピック、アジア大会等）  
別途定める。
8. 第2条8の競技会  
業務執行理事会の決定による。

（派遣選考詳細）

第4条 第3条1において同点となった場合は以下のとおりとする。

- ・年間ランキング（上位2試合）が同点で、かつランキングをつける必要がある場合は、スタンダード・ラテン両セクションに出場1次予選をそれぞれ2回以上通過している選手を上位とする。
- ・次に公認欠場の数が多い選手とする。〔公認欠場の意味：グランプリ対象競技会が派遣競技会と重なった場合（派遣競技会開催日±2日を含む）その国内試合は公欠とする〕
- ・それでも同点の場合は、第3（第4、第5）対象競技会へと順次比較検討していく。
- ・まだ、同点の場合は、全競技会の順位をスケーティングシステムで検討する。
- ・それでも同点の場合はマーキングスケーティングで決定する。

以上の結果においても、まだ同位の場合には、業務執行理事会の決定による。

（特別な事情の派遣中止）

第5条 下記項目の特別な事情のある場合において、業務執行理事会において派遣中止を行うことができる。

1. JDSF代表派遣選手として著しく不相当と判断した場合
2. 開催地の危険度が高い場合
3. その他妥当な理由がある場合

（特別な事情の選考）

第6条 下記項目の特別な事情のある場合において、選手強化部の意見を聴取し業務執行理事会において代表選手の選考を行うことができる。

1. 公認欠場により選考競技会に出場できない場合
2. 上位選手が出場できず、順位を次点以下に繰り下げる場合

（特別規定）

第7条 三笠宮杯全日本ダンススポーツ選手権および第3条3、4、5の競技会（シニアI、シニアII、シニアIII、すべての10ダンス選考競技会）においては特別に以下のルールに従うものとする。

- 1 審判員数を9名以上とする。（シニアIII、シニアIVは7名以上）  
絶対評価審判基準の競技会での審判員数、審判員構成は絶対評価審判方式実施規程に従う。
- 2 出場参加できる選手は国際競技会出場資格を有するものとし、原則として海外選手の参加は認めない。
- 3 シニアI選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満34歳に達するもの以上と満29歳に達するもの以上とする。
- 4 シニアII選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満44歳に達するもの以上と満39歳に達するもの以上とする。
- 5 シニアIII選考競技会（翌年派遣選手選考の場合）の年齢制限はその年内に満54歳に達するもの以上と満49歳に達するもの以上とする。

（国籍、居住）

第8条 第2条7の派遣選手は日本国籍を有すること、及び2年以上JDSF選手登録を継続している事を条件とする。その他の派遣選手については原則として、男女どちらかが1年以上日本国内に居住していると業務執行理事会が認め、且つ2年以上JDSF選手登録を継続している事を条件とする。

## 【 海外派遣選手援助規程 】

本規程は海外競技会に代表選手を派遣する場合の選手に対する金銭の援助に関する事柄について定めることを目的とする。

(対象競技会)

第1条 対象競技会は世界選手権、アジア選手権、アジア太平洋選手権及び本部長会議又は業務執行理事会にて決定された競技会とする。

(対象選手)

第2条 強化選手のうち、国際派遣選手選考規程により選考された選手。

(援助額)

第3条 一組あたりの援助額上限はアフリカ、ヨーロッパ、アメリカ、オセアニア地域24万円、その他の地域は12万円とし、実費を越えないこととする。ただしワールドカップについては、その半額とする。  
また、日本出立日が4月27日～5月5日、または7月20日～8月31日の期間に入る場合には上限を130%まで認める。  
ただし、チーム編成をなし、一団として派遣する場合には全額支給とする。その場合には、原則として、航空券を支給することとする。

(主催者等からの補助の取扱)

第4条 主催者等から補助金等が支給された場合、JDSFの援助額はその組の交通費（含む空港利用料）からその補助金を引いた額を越えないこととする。

(賞金の取扱)

第5条 主催者等からの賞金は第4条の補助金とみなさない。

(支払い)

第6条 旅費を証明するものを添付した報告書を、国際本部選手派遣部長を経由して提出し、専務理事の承認後、速やかに支払われるものとする。

(協力と貢献の義務)

第7条 援助を受けたものは、JDSFの行事、活動に積極的に協力するものとする。

(支援と責任の範囲)

第8条 JDSFは選手に、出場に関する必要な情報提供をし、出場申込み手続きを支援する。JDSFは選手の旅行中におけるトラブル発生の場合にはJDSFは可能な限りの支援を行うが、責任は選手(未成年者の場合は保護者を含む)自身に委ねられるものとする。

(燃料代に関する補助)

第9条 航空燃料代は適当額範囲内において、全額JDSFから支給されるものとする。

## 【 強化選手規程 】

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟が国際的レベルの選手を体力・気力・技術面で育成、強化する強化選手の認定基準、選手の受益及び義務を定めることを目的とする。

### (選手強化事業)

第2条 第1条の目的達成のため、JDSFは次の事業を企画実行する。

- 1 講習会（個人レッスン、グループレッスン）
- 2 強化合宿、強化練習、海外研修、海外遠征
- 3 科学的トレーニングの実施及び応用
- 4 その他

### (礼節)

第3条 強化選手は礼節を尊重し社会的規範を守り、全選手の模範にならなければならない。

### (強化選手の受益)

第4条 強化選手は第2条に記載する当連盟が行う選手強化事業への参加などの利益を受けることができる。

### (強化選手の認定基準)

第5条 強化選手は、毎年選考する。原則として国際的なレベルに達する将来性のある選手を選考することとし、下記の基準を目安として選手強化部で決定する。登録は個人登録とする。

- 1 (ジュニア強化選手) 15歳以下の選手同士で、「ジュニア国際派遣選手・強化選手選考基準細則」のジュニアランキング上位組及び全日本選手権ジュニア10ダンス上位組のうち選手強化部が認め、且つJDSFジュニアアスリートクラブの会員である者。詳細は別途定める。
- 2 (ユース強化選手) その年の年末時点で16歳から18歳で「ユース国際派遣選手・強化選手選考基準細則」のユースランキング上位組及び全日本選手権ユース10ダンス上位組のうち選手強化部が認めた者。
- 3 (アダルト強化選手) 前年度JDSFランキング上位よりスタンダード、ラテン各6位及び全日本選手権10ダンス上位組のうち選手強化部が認めた者。
- 4 (シニアI強化選手) 前年度シニアI世界選手権日本代表派遣選手資格があり、選手強化部が認めた者。
- 5 (その他) その他選手強化部が認めた者。
- 6 (経過処置) 第1項の選手が16歳になってから2年間は、第2項に該当しなくても強化選手と認定し、第2項の選手が19歳になってから2年間は第3項に該当しなくても強化選手と認定する。

### (特別強化選手の認定基準)

第6条 特別強化選手は、前条の強化選手の内、国際的なレベルであると認められ、更に向上が期待される選手を選考することとし、必要に応じ別途基準に基づき業務執行理事会で決定する。

### (準強化選手認定基準)

第7条 準強化選手の認定基準は、以下のとおりとする。準強化選手には当連盟強化事業に参加する権利を与える。

- 1 (ジュニア) 本規程第5条1のジュニアランキング及び全日本選手権ジュニア10ダンスを参考とし、その他将来性を判断して、選手強化部が認めた者。
- 2 (ユース) 本規程第5条2のユースランキング及び全日本選手権ユース10ダンスを参考とし、その他将来性を判断して、選手強化部が認めた者。
- 3 (アダルト) 強化選手以外で当年度世界選手権、アジア選手権、アジア太平洋選手権の日本代表派遣選手となった者。
- 4 (シニアI) 代表派遣競技会成績を参考とし、その他将来性を判断して選手強化部が認めた者。
- 5 (その他) その他選手強化部が認めた者。

(認定)

第8条 選手強化部は、第5条、及び第7条を基準として強化選手、準強化選手を審査のうえ認定し、JDSF 業務執行理事会に報告しなければならない。

(認定取り消し)

第9条 選手強化部は、第3条、第11条に反する場合は、強化選手、準強化選手の認定を取り消すことができる。認定を取り消した場合はJDSF業務執行理事会へ報告する。

(強化選手登録)

- 第10条 (登録) 強化選手として認定されるためには、当連盟に会員登録及び選手登録をしなければならない。当連盟を退会した時点で、強化選手から除外する。
- 2 (他団体登録) 強化選手として認定された選手は、他団体に登録してもJDSFに選手登録を継続したうえで国際派遣代表としての地位を保全され、代表選考会にも出場できる。

(強化選手等の義務)

- 第11条 強化選手、特別強化選手、準強化選手として認定を受けた者は、以下の義務を負わなければならない。
- 1 本規程第2条の選手強化事業に、指定された回数参加すること。
  - 2 その他当連盟事業のうち指定されたものについて参加し、ダンススポーツの普及、発展に寄与すること。
  - 3 日本ドーピング防止規定を遵守すること。
  - 4 特別強化選手、強化選手及びジュニア強化選手については、別途覚書を締結すること。

(ユニフォーム)

第12条 強化選手は、WDSF、JDSFの競技会及び別途指定する行事には必ず着用しなければならない。

## 【ジュニア国際派遣選手・強化選手選考基準細則】

本規程は、国際派遣選手選考規程第3条第6項及び強化選手規程第5条第1項の詳細を定めることを目的とする。

(ジュニアランキング)

第1条 以下の3競技会を対象競技会とし、準決勝進出組以上の選手にポイントを付与し、各組上位2競技会のポイントの合計点でジュニアランキングを決定する。

- 1) 三笠宮杯全日本選手権ジュニア
- 2) グランプリ in 大阪のジュニア戦
- 3) オールジャパンジュニアダンススポーツカップのジュニア戦

(ジュニアランキングポイント付与)

第2条 ランキングポイント付与は以下の表による。

	三笠宮杯全日本選手権ジュニア	その他の2大会
1位	80	75
2位	75	70
3位	70	65
4位	65	60
5位	60	55
6位	55	50
7位	50	45
8位	45	40
9位	40	35
10位	35	30
11位	30	25
12位	25	20

JDSF登録選手以外の選手の成績は除外して順位を繰り上げる。

準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。

(国際派遣選手選考基準)

第3条 対象国際競技会の開催日から90日前を起点とし、その日からさかのぼって算出したジュニアランキング順位により上位の組を派遣代表選手とする。但し、対象国際派遣競技会のエントリー締切日より、90日前が困難な場合は、エントリー締切日の30日前とする。同点の場合は、次の順序で決定する。

- 1) 公認欠場の多い選手  
公認欠場の意味：対象競技会がジュニア、ユースの国際代表派遣競技会(以下派遣競技会という)に重なった場合(派遣競技会開催日±2日を含む)
  - 2) 3大会の合計点の多い組
  - 3) 対象派遣競技会の開催日直近の競技会の順位が上位の組
  - 4) 3大会の順位をスケーティングシステムで検討  
以上の結果において、まだ同点の場合は業務執行理事会の決定による。
- 2 ジュニア10ダンス派遣については、国際派遣選考競技会規程第3条5項によって決定する。

(強化選手選考基準)

第4条 ジュニアランキング、及び全日本選手権ジュニア10ダンスの成績により、ジュニア強化選手、準強化選手を定める場合の基準とする。



## 【 ユース国際派遣選手・強化選手選考基準細則 】

本規程は、国際派遣選手選考規程第3条第2項及び強化選手規程第5条第2項の詳細を定めることを目的とする。

(ユースランキング)

第1条 以下の3競技会を対象競技会とし、準決勝進出組以上の選手にポイントを付与し、各組上位2競技会のポイントの合計点でユースランキングを決定する。

- 1) 全日本選手権ユース
- 2) オールジャパンジュニアダンススポーツカップのユース戦
- 3) グランプリ in 仙台のユース戦

(ユースランキングポイント付与)

第2条 ランキングポイント付与は以下の表による。

	全日本選手権ユース	その他の2大会
1位	80	75
2位	75	70
3位	70	65
4位	65	60
5位	60	55
6位	55	50
7位	50	45
8位	45	40
9位	40	35
10位	35	30
11位	30	25
12位	25	20

JDSF登録選手以外の選手の成績は除外して順位を繰り上げる。

準決勝の順位は準決勝のチェック数で決定する。同点の場合は同順位とする。

(国際派遣選手選考基準)

第3条 対象国際競技会の開催日から90日前を起点とし、その日からさかのぼって算出したユースランキング順位により上位の組を派遣代表選手とする。但し、対象国際派遣競技会のエントリー締切日より、90日前が困難な場合は、エントリー締切日の30日前とする。

同点の場合は、次の順序で決定する。

- 1) 公認欠場の多い選手  
公認欠場の意味：対象競技会がジュニア、ユースの国際代表派遣競技会(以下派遣競技会という)に重なった場合(派遣競技会開催日±2日を含む)
- 2) 3大会の合計点の多い組
- 3) 対象派遣競技会の開催日直近の競技会の順位が上位の組
- 4) 3大会の順位をスケーティングシステムで検討  
以上の結果において、まだ同点の場合は業務執行理事会の決定による。

2 ユース10ダンス派遣については、国際派遣選考競技会規程第3条5項によって決定する。

(強化選手選考基準)

第4条 ユースランキング、及び全日本選手権ユース10ダンスの成績により、ユース強化選手、準強化選手を定める場合の基準とする。

## 【 普及競技に関する内規 】

### 1. 「普及競技」の定義

JDSF競技規則第9条に規定する普及型競技（以下「普及競技」という）として認められるのは、以下の条件をすべて満たす場合とする。

- 1 ダンススポーツの普及・振興を目的としたものであること
- 2 公認競技、承認競技にあたらぬこと
- 3 エントリー料が2,500円/組（団体戦の場合は1エントリー）以下であること
- 4 複合戦の種目数は3種目までであること（団体戦は6種目まで）

### 2. 「普及競技」開催時の免責事項

#### 1 開催申請は不要

開催申請は不要とし、申請料も不要とする。（審判員も含めて都道府県連盟への申請、承認のみ）

ただし、「公認競技」、「承認競技」との併催で「普及競技」を開催する場合は、「公認競技」、「承認競技」そのものの開催申請は必要となる。

又、「公認競技」、「承認競技」との併催ではなく、普及競技のみの開催であって本部ホームページの競技会リストに掲載する場合は、掲載料として5,000円必要である。（イベント情報に掲載は無料）

#### 2 公認料免除

申請料等に関する規程 第2条の（2）に定める

公認競技会公認料・承認競技会公認料（延べエントリー組数×300円）を免除する。

#### 3 競技会支援システムの使用料は不要

#### 4 公認審判員の審判料、交通費等の経費

公認審判員の審判料、交通費等の経費は、「普及競技」が「公認競技」「承認競技」との併設の場合は、「普及競技」のためとして主催者が別枠で負担することはしない。

ただし、「普及競技」の区分数が過半数を超えている場合、審判員交通費は主催者が全額を負担する。

### 3. 「普及競技」の運用

普及競技は、JDSF競技規則を基準とするが、運営にかかる全ての条項において主催者の裁量により変更できるものとする。以下、その例を示す。

#### 1 審判員は公認審判員でなくても良い

審判員は公認審判員に拘らず、現役選手、他団体、指導員、或いは、地域の有名人など、競技内容に相応しい審判を主催者の判断で決めることができる。審判料、交通費等が必要になる場合は、その経費は主催者が負担する。

#### 2 チェアパーソン(競技長)などの資格を問わない

チェアパーソン(競技長)、スクルティニア(採点管理者)は運営上支障がなければ有資格者でなくても良い。

#### 3 参加対象は自由

参加対象は主催者が決め、選手登録及びJDSF会員登録の有無、女性同士など自由に設定できる。

#### 4 種目は自由

公認種目の他、マンボ、サルサ、メレンゲ、ジルバ、ブルースなども可能。単科、複合も自由。テンポも標準テンポに拘らない。

#### 5 服装は自由

JDSF服装規程を適用することも可能だが、下位クラスであっても自由としたり、練習着程度として範囲を広げるなど、主催者が判断し決定する。

※ 「承認競技」については、競技規則 第5条 を参照

## 【 申請料等に関する規程 】

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟（以下、「本連盟」という。）  
定款第4条の事業に係る申請料等について必要な事項を定める。

(公認・承認競技会申請料等)

第2条 当連盟競技規則によって定める公認競技会または承認競技会を開催する団体は、  
次に定める申請料等を納めなければならない。

- (1) 公認競技会申請料 15,000 円  
承認競技会申請料 5,000 円
- (2) 公認競技会又は承認競技会が終了した場合、開催した団体は、速やかに次に定める  
公認料（審判員旅費負担金）を納入しなければならない。  
公認競技会又は承認競技会の延エントリー組数 × 300 円
- (3) 公認競技会が終了した場合、開催した団体は、速やかに次に定める昇降級管理負担金を  
納入しなければならない。  
昇降級対象区分の延エントリー組数 × 500円

(ゼッケン)

第3条 公認競技会に使用するゼッケンは、JDSFが承認したものでなければならない。  
金額は別途定める。

## 2022年 競技関連規程集の主な改訂ポイントと解説

- (全体) 「登録年度と競技年度の設定が変更された」(JDSF競技規則、他関連規程)  
会員登録や選手登録等の登録年度は4月1日～翌年3月31日。  
昇降級を含む競技年度は1月1日～12月31日となり、文言の調整をした。
- (全体) 「選手登録を含め、競技会のジェンダーフリーに対応した」(JDSF競技規則、他関連規程)  
今まで3級戦のみに認めてきた同性同士の出場を「公認級別競技」の全てに広げた。  
選手登録期間中の1年間は、男性役、女性役の選手登録の変更は出来ない。  
ジュニア、ジュブナイルの大会、WDSF等海外の大会はそれぞれの規程に従う。
- (P2) 第5条、第7条 :承認競技は、公認競技の各規程に準拠する。
- (P3) 第14条 : 男性役、女性役選手登録者のどちらも、下位級競技区分には出場できない。  
ジェンダーフリーの適用により、どちらの登録者も下位級区分には出場不可となった。  
公益社団法人として、男女の性差や不平等性をなくし、LGBTQIにも対応する内容とした。
- (P3) 第16条 : 演奏時間・1ヒート10組以下で、アップ数が5組以下の場合、60秒以上でも可とする。  
昨年の特例措置を、本年以降、通常の競技規定に運用できるようにした。
- (P3) 第17条 : 曖昧な表現の文章を、明確な文章に訂正した。
- (P8) 第40条 : 競技会の出場には、登録料の振込みが完了していることを明確にした。  
カップル登録の、性別は問わない。又、年度途中での入れ替えはできない。
- (P11) 別表1-2 (シニア系競技) : シニア競技に出場する資格要件を文章として追加説明した。
- (P13) 競技規則 細則 : 無断欠場への対応を考慮し条文とした。欠場届けの様式はHPに掲載。
- (P13) 審判員判定の没収 : 主にリアルシステムによる審判員判定のトラブルに対応した。
- (P14) 競技会に関する内規 : 第3条の3、年度当初に開催の競技会予定表は先に本部に提出を。  
第4条の4 : 選手登録を失効した場合、3ヶ月以内(6月末迄)に、再発行手数料(2000円)の  
振込みと、登録手続を完了すれば選手登録資格を維持できる。
- (P15) 昇降級基準に関する内規 : 欠場と棄権の定義を明記し、支援システムと対応した。
- (P16) 競技会主催者へのガイドライン : 競技区分減少で、ラウンド間の休憩時間を10分に変更した。
- (P22) ジュブナイル、ジュニア : フィガー、服装判定、服装区分等を判り易くまとめた。
- (P63) 国際派遣選手選考規程 : 派遣選考競技会の実情に合わせて変更した。
- (P69) 会費に関する規程 : 会計収支に関わる規程なので削除。HPを参照
- (P69) シラバス作成基準 : 現状に合わせて一部変更した。
- その他 下線は改訂重要部分のみとし、その他、文言や数字等の加除訂正、配列の訂正、変更などをした。

# シラバス作成基準

## 〇〇県ダンススポーツ選手権大会

(PD区分がある場合はPDの承認を先に取得し、公認Noも記載する)

J D S F 公 認 \_\_\_\_\_

- 開催日時 〇〇〇〇年〇月〇〇日(日) 10:00~18:00 開場時刻 9:00
- 会場 〇〇県総合体育館 空調設備 有 無
- 主催 〇〇県ダンススポーツ連盟
- 主管 〇〇県ダンススポーツ連盟 △△支部
- 後援 公益社団法人日本ダンススポーツ連盟 ← [主催団体の都合による]
- 入場料 無料 ← [エントリー手続料の項目より上の行に記載すること]
- エントリー手続料 1区分 円 ※ エントリー手続料の払い戻しは致しません。
- 審判員 J D S F 公認審判員
- 申込締切 年 月 日( ) 必着 ← [又は 消印有効]
- 申込方法 J D S F 標準様式(A4用紙)申込書に選手登録証のコピーを貼付け、所属団体経由(個人申込み、ネットエントリー可)下記へお申込み下さい。申し込み後の区分変更は不可 又は 区分変更〇日まで ← [トラブルを避けるため]
- 申込先 大会事務局  
〒 TEL&FAX
- 振込み先 郵便振替 00000-0-000000 〇〇〇〇〇〇あて
- 選手受付 ラテン9:00~9:30 スタンド11:30~12:30
- 注意・ 大会出場に際し、ご自身の健康管理の確認を徹底し、自己責任での出場をお願いします。← [健康管理と自己責任の明確化]
- ・ 大会中に発生した事故の応急処置は行いますが、その後の責任は負いかねますので、ご了承下さい。
  - ・ 大会に関する報道や映像メディア販売等に於いて選手の名前、写真及び映像を使用する権利は全て大会主催者に帰属します。
  - ・ 出場者名簿一覧表及び競技成績結果等がJ D S F ホームページ等に掲載されることを了解の上で、出場申込みをして下さい。
  - ・ この競技会の音楽はJ D S F オリジナルCD “DanceSport” を使用します。
  - ・ ホームビデオ等で撮影した映像、音楽のコピーの配布及びインターネットの配信・投稿を禁じます。
  - ・ 新しい革製のヒールカバーを着装し、体育館の使用規定を順守してください。

競技内容 ▶ 《略称に使用できる文字数は4文字まで》

区分	略称	別級	競技名	種目	フィガー	服装	出場資格
1	JAS	有	〇〇県選手権 スタンド	W T (V) F Q	自由	正装	J D S F 登録選手オープン (公認ランキング戦)
2	JAL	有	〇〇県選手権 ラテン	S C R P (J)			
3	JBS	有	J D S F B級 スタンド	W T (F) Q	自由	正装	J D S F B級以下 登録選手
4	JBL	有	J D S F B級 ラテン	S C (R) P			
5	MAS	有	県選手権シニアII A級スタンド	W T Q	自由	正装	シニアII A級以下 登録選手
6	MAL	有	県選手権シニアII A級ラテン	C R P			
7	XJS	無	県プレジュニア選手権スタンド	W T F	自由	ジュニア II	男女共16歳未満
8	XJL	無	県プレジュニア選手権 ラテン	S C R			
9	JCS	有	J D S F C級 スタンド	W T F	自由	正装	J D S F C級以下 登録選手
10	JCL	有	J D S F C級 ラテン	S C P			
11	JDS1	有	J D S F D級 スタンド1	W F	自由	正装	J D S F D級以下 登録選手
12	JDS2	有	J D S F D級 スタンド2	T Q			
13	JDL	有	J D S F D級 ラテン	S C			
14	J1S	有	J D S F 1級 スタンド	W F	自由	正装	J D S F 1級以下 登録選手
15	J1L	有	J D S F 1級 ラテン	S R			
16	J3S	有	J D S F 3級 スタンド	W T	平易な自由又は 推奨フィガー	平服 練習着可	J D S F 3級以下登録選手 未登録者同性同士の出場可
17	J3L	有	J D S F 3級 ラテン	C R			

※ 区分1~4の(V) (J) 、(F) (R) の種目は最終予選から実施します。

※ 区分1、2は〇〇ブロックランキング対象競技です。

※ 区分5、6は県シニアIIランキング対象競技、区分7、8は県プレジュニアランキング対象競技です。

※ 区分16、17の3級戦の未登録者が、2級に昇級した時は選手登録の手続きが必要です。

※ 練習着とは、ワイシャツやブラウスにダンス用のスラックスやスカート等のダンスに適した服装を指します。

ネクタイは自由、Gパン、ジャージ、Tシャツ等は不可。 推奨フィガーはJ D S Fのホームページで確認できます。

## 2022年 出場可能年齢早見表

【競技によっては、対象年齢が変更される場合があります】

- ジュブナイルⅠ (年内に9歳の誕生日を迎える者。以下可。)  
2013年(平成25年)生 9歳以下
- ジュブナイルⅡ (年内に10歳11歳の誕生日を迎える者。男女の片方が9歳以下可。)  
2012年(平成24年)生 10歳  
2011年(平成23年)生 11歳  
(ジュブナイルⅠの選手も出場可)
- ジュニアⅠ (年内に12歳13歳の誕生日を迎える者。男女の片方が11歳以下可。)  
2010年(平成22年)生 12歳  
2009年(平成21年)生 13歳  
(ジュブナイルⅠ、Ⅱの選手も出場可→但し国内ルール)
- ジュニアⅡ (年内に14歳15歳の誕生日を迎える者。男女の片方が13歳以下可。)  
2008年(平成20年)生 14歳  
2007年(平成19年)生 15歳  
(ジュニアⅠ、ジュブナイルⅡの選手も出場可→但し国内ルール)
- ユース (年内に16歳17歳18歳の誕生日を迎える者。男女の片方が15歳以下可。)  
2006年(平成18年)生 16歳  
2005年(平成17年)生 17歳  
2004年(平成16年)生 18歳  
(ジュニアⅡの選手も出場可)
- シニアⅠ (年内に35歳以上と30歳以上の誕生日を迎える者。)  
1987年(昭和62年)生 以上と 1992年(平成4年)生 以上  
◎世界選手権派遣選考会は年内34歳以上と29歳以上  
1988年(昭和63年)生 以上と 1993年(平成5年)生 以上
- シニアⅡ (年内に45歳以上と40歳以上の誕生日を迎える者。)  
1977年(昭和52年)生 以上と 1982年(昭和57年)生 以上  
◎世界選手権派遣選考会は年内44歳以上と39歳以上  
1978年(昭和53年)生 以上と 1983年(昭和58年)生 以上
- シニアⅢ (年内に55歳以上と50歳以上の誕生日を迎える者。)  
1967年(昭和42年)生 以上と 1972年(昭和47年)生 以上  
◎世界選手権派遣選考会は年内54歳以上と49歳以上  
1968年(昭和43年)生 以上と 1973年(昭和48年)生 以上
- シニアⅣ (年内に65歳以上と60歳以上の誕生日を迎える者。)  
1957年(昭和32年)生 以上と 1962年(昭和37年)生 以上  
◎世界選手権派遣選考会は年内64歳以上と59歳以上  
1958年(昭和33年)生 以上と 1963年(昭和38年)生 以上



---

2022年版 競技関連規程集

発行日 2021年12月1日

発行所 公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町12-2 東屋ビル7階

TEL 03-6457-1850 FAX 03-6457-1857

URL <http://www.jdsf.or.jp/>

---